

一般廃棄物処理基本計画（案）

平成 30 年度～令和 9 年度

湖南省

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画期間	2
3. 適用範囲	2
4. 本計画の位置付け	3
第2章 地域の概況	4
1. 地理的特性	4
2. 主要交通基盤	5
3. 用途地域	5
4. 水象特性	5
5. 水環境、水質保全に関する状況	6
6. 人口動態	7
7. 年齢3区分別人口	8
8. 気象	9
9. 産業別事業所数、従業者数	10
10. 第二次湖南省総合計画後期基本計画	11
第3章 ごみ処理の現状	12
1. ごみの分別区分	12
2. ごみ処理フロー	13
3. 処理体制	14
4. ごみ排出量	18
5. 1人1日当たり平均排出量	20
6. ごみ処理実績	22
7. 前回基本計画の数値との比較	25
8. ごみ質	27
9. ごみ処理経費	28
10. 減量化・再生利用のための取り組み	29
11. 前回基本計画の施策の評価	31
12. ごみ処理システムの評価	31

1 3. 課題の抽出	34
第4章 ごみ処理基本計画	36
1. ごみ処理の基本理念・基本方針	36
2. 将来のごみ排出量、処理・処分量	37
3. 減量化、リサイクル目標の設定	40
4. 減量化目標達成のための役割、方策	42
5. 分別収集計画	49
6. 処理・処分計画	49
7. 施設整備に関する事柄	50
8. その他ごみの処理に関し必要な事項	50
第5章 生活排水処理基本計画	51
1. 基本理念・基本方針	51
2. 生活排水処理の現状	52
3. 処理の目標	56
4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画	57
5. その他関連計画	59

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の背景及び目的

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しており、世界では食品ロスや海洋プラスチックごみの問題が注目されるようになっており、国連の「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)※のターゲットの1つとして食品ロス削減が掲げられ、また、主要20カ国・地域の間では、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が定められました。

国においては、循環型社会元年と位置付けられた平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定され、その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われました。平成30年6月には、「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、持続可能な社会づくりと統合的な取組として、地域循環共生圏の形成に向けた施策の推進や家庭系食品ロス半減に向けた国民運動などを掲げています。また、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている持続可能な開発目標(SDGs)に積極的に取り組み、プラスチックごみや食品ロスの削減を推進しているところであり、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年10月1日に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4年4月1日に施行されました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第6条第1項において、市町村は当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないと規定されています。

湖南市(以下、「本市」という。)では、一般廃棄物処理基本計画(以下、「本計画」という。)を平成29年度に策定し、計画期間を平成30～令和9年度と設定していました。今回、本計画の計画期間が中間目標年度となり、ごみ処理行政、生活排水処理行政に関する状況も変化してきているため、見直しを行うこととしました。最新の情報に基づき、長期的・総合的視点に立った計画を策定し、更なる一般廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を推進することを目指します。

2. 計画期間

本計画では、平成29年度を計画策定年度として、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間としており、今回は令和4年度の間目標年度になったことから見直しをします。

なお、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直すものとします。

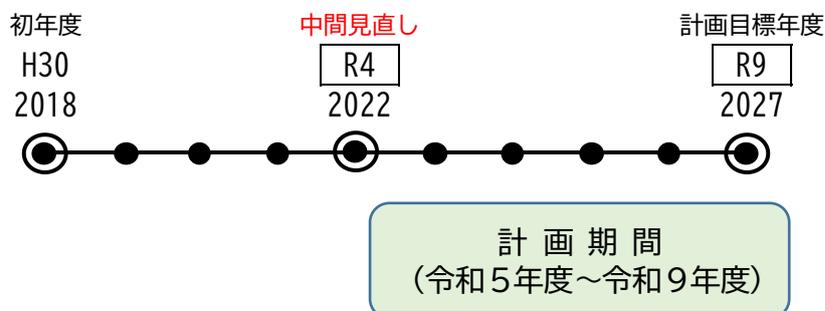


図1-2-1 計画期間

3. 適用範囲

本計画の対象地域は本市全域とし、適用範囲は区域で発生する一般廃棄物を対象とします。

※「持続可能な開発目標」SDGs（エスディーゼーズ）とは、

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



4. 本計画の位置付け

本計画は、本市の一般廃棄物処理に関する計画において最上位に位置付けられます。循環型社会の形成を推進するための法体系の中での本計画の位置付けは以下のとおりです。

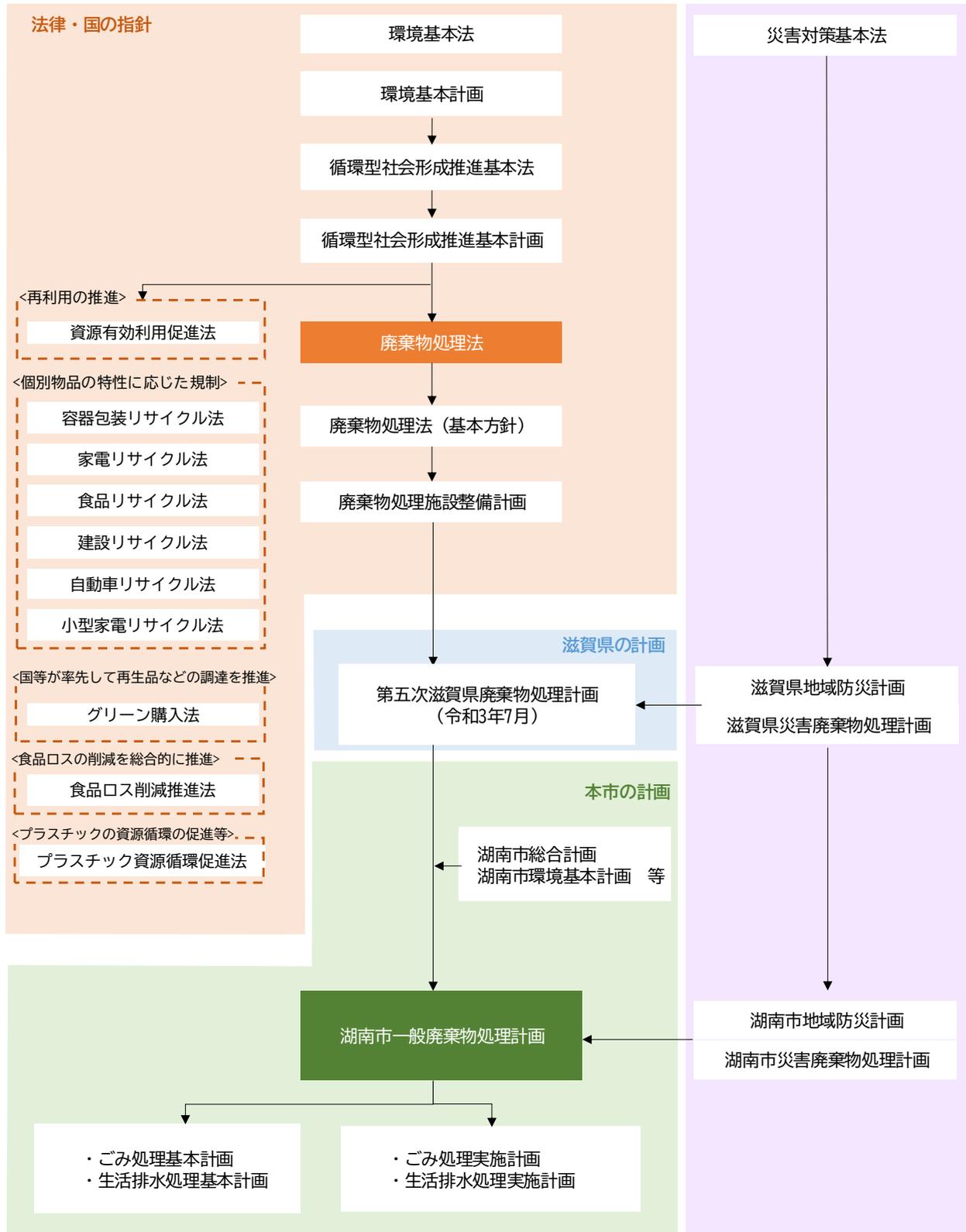


図1-4-1 本計画の位置付け

第2章 地域の概況

1. 地理的特性

湖南省は、滋賀県南部のやや東寄りの、近畿圏と中部圏をつなぐ地域に位置しています。総面積は70.40km²で、主に平地、丘陵、山林からなり、山林は土地全体の51.9%を占めています。南端に阿星山系を、北端に岩根山系を望み、これらの丘陵地に囲まれて、地域の中央を東西に琵琶湖に注ぐ最大の河川である野洲川が流れています。野洲川付近一帯は平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境に恵まれた地域です。



図2-1-1 湖南省の位置図

2. 主要交通基盤

国道1号並びに県道4号、JR草津線が地域を東西に横断しており、鉄道に関しては石部駅・甲西駅・三雲駅の3駅が設置され、京阪神都市圏への通勤通学の利便性の高まりにより、ベッドタウンとしての住宅地開発が進みました。近年では、栗東湖南インターチェンジ、国道1号（バイパス）等による広域交通の整備により更なる利便性が向上しています。

3. 用途地域

本市の都市計画区域の状況は以下のとおりです。市域の約20%が市街化地域、残りの約80%が市街化調整区域となっています。市街化区域の中では、約50%が住居関連地域、約45%が工業関連地域、約5%が商業関連地域となっています。

表2-3-1 都市計画区域の状況

区分	面積 (ha)	
	数値	構成比
都市計画区域	7,040	100%
市街化区域	1,470	21%
市街化調整区域	5,570	79%
市街化区域	1,450	100%
第1種低層住居専用	223	15%
第2種低層住居専用	69	5%
第1種中高層住居専用	264	18%
第2種中高層住居専用	60	4%
用途地域		
第1種住居地域	110	8%
第2種住居地域	0	0%
準住居地域	0	0%
近隣商業地域	63	4%
商業地域	13	1%
準工業地域	123	8%
工業地域	261	18%
工業専用地域	266	18%

出典：「滋賀の都市計画2021」

4. 水象特性

本市の中央部には、一級河川の野洲川（延長65.3km、流域面積382.4km²）が流れており、その水系として荒川、大沙川、思川、由良谷川、家棟川、大谷川、落合川、宮川、広野川、北浦川、井の本川、立石川、美納家川などが流れています。

また、市北部には日野川（延長46.7km、流域面積211.1km²）水系として茶釜川、雷古川、祖父川、長谷川が流れています。

5. 水環境、水質保全に関する状況

本市では、野洲川、祖父川、茶釜川、思川、長谷川、大谷川、大山川、新田川、荒川、家棟川、宮川、広野川及び落合川において定期的に水質調査を実施しています。

このうち野洲川では、以下の表のように水質環境に関する環境基準点が設定されています。令和3年度において、野洲川では環境基準を達成しています。

表2-5-1 生活環境の保全に関する環境基準（河川）及び野洲川の水質

区分	pH	BOD	SS
環境基準 (水域類型A)	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下
野洲川 (令和3年度平均値)	7.2	2mg/ℓ	1mg/ℓ以下

また、BODの年度別平均値の推移は以下のとおりです。

表2-5-2 河川水質（BOD平均値）の推移

単位：mg/ℓ

河川名	H29	H30	R1	R2	R3	
野洲川	1.1	1.4	1.6	1.3	2.0	
祖父川	上流	1.0	1.4	2.3	0.8	1.3
	下流	1.5	1.1	2.5	0.9	0.9
茶釜川	1.3	1.3	2.2	1.5	1.0	
思川	上流	1.8	2.4	2.5	1.3	2.3
	下流	1.2	1.5	2.5	1.2	1.1
長谷川	1.1	1.0	1.8	1.5	0.5	
大谷川	1.2	1.2	2.1	0.7	0.6	
大山川	2.0	1.3	4.0	1.6	1.6	
新田川	1.1	1.9	1.7	1.3	1.3	
荒川	1.1	1.2	1.5	0.9	1.4	
家棟川	1.2	1.7	1.6	0.8	1.6	
宮川	上流	1.1	1.2	1.3	1.2	1.3
	下流	0.9	1.5	2.0	1.3	1.4
広野川	0.9	1.2	1.1	0.8	0.9	
落合川	0.9	1.5	0.9	0.8	1.3	

6. 人口動態

過去 10 年間で本市の人口はゆるやかに減少しており、令和 3 年度の人口は平成 24 年度比 457 人減の 54,610 人となっています。世帯数は増加傾向にあり、令和 3 年度の世帯数は平成 24 年度比 2,351 戸増の 24,317 戸となっています。世帯人員数はゆるやかに減少しており、令和 3 年度の世帯人員数は平成 24 年度比 0.26 人減の 2.25 人/戸となっています。

表 2-6-1 人口と世帯数の推移

年度	湖南市 人口 (人)				世帯数 (戸)	世帯人員数 (人/戸)	
	男性	女性	男性/女性				
H24	55,067	28,478	26,589	0.52	0.48	21,966	2.51
H25	54,918	28,352	26,566	0.52	0.48	22,097	2.49
H26	54,972	28,381	26,591	0.52	0.48	22,353	2.46
H27	54,872	28,384	26,488	0.52	0.48	22,519	2.44
H28	55,094	28,548	26,546	0.52	0.48	22,972	2.40
H29	54,964	28,495	26,469	0.52	0.48	23,134	2.38
H30	54,968	28,469	26,499	0.52	0.48	23,478	2.34
R1	55,273	28,694	26,579	0.52	0.48	24,014	2.30
R2	55,102	28,608	26,494	0.52	0.48	24,244	2.27
R3	54,610	28,344	26,266	0.52	0.48	24,317	2.25
10年間	-457	-134	-323	-	-	+2,351	-0.26

出典：行政区域別住民登録票（外国人人口を含みます）

各年度10月1日時点

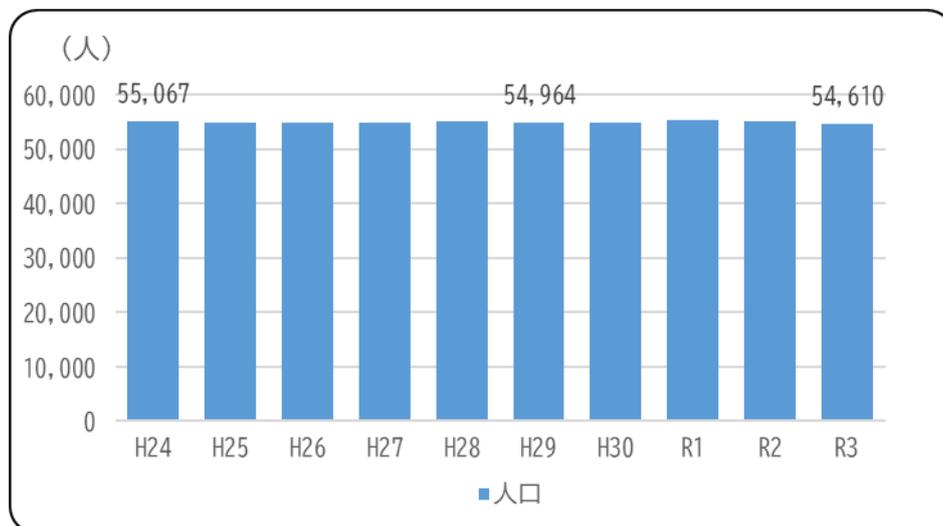


図 2-6-1 人口の推移



図2-6-2 人口と世帯数の推移

7. 年齢3区分別人口

本市の年齢3区分別人口の推移は以下のとおりです。年齢3区分別人口とは、15歳未満人口、15～64歳人口、65歳以上人口の3つに分けた人口を指します。近年、65歳以上の人口の割合が増加しており、高齢化が急速に進んでいることが分かります。

表2-7-1 年齢3区分別人口の推移

	人口 (人)				割合 (%)		
	合計	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
H29	54,964	7,636	34,911	12,417	13.9%	63.5%	22.6%
H30	54,968	7,484	34,638	12,846	13.6%	63.0%	23.4%
R1	55,273	7,446	34,667	13,160	13.5%	62.7%	23.8%
R2	55,102	7,312	34,359	13,431	13.3%	62.4%	24.4%
R3	54,610	7,157	33,750	13,703	13.1%	61.8%	25.1%

出典：年齢別人口統計表

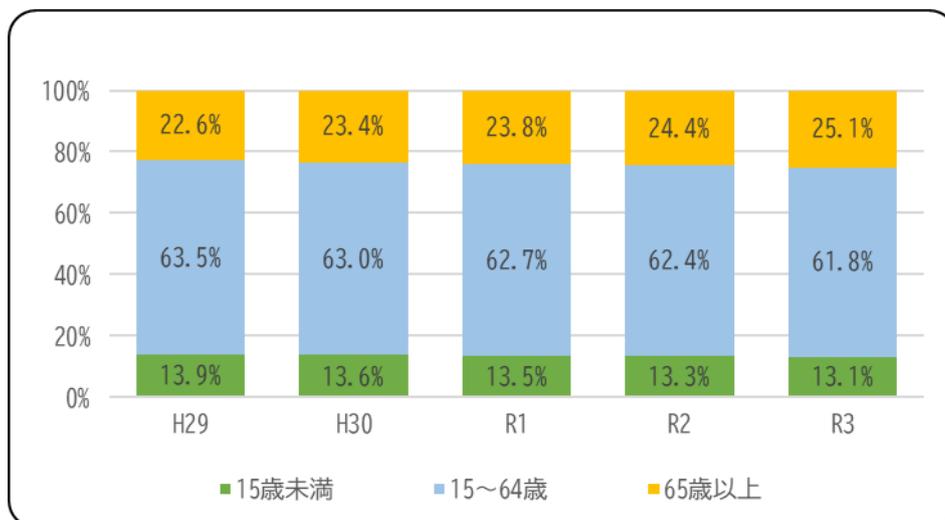


図2-7-1 年齢3区分別人口の推移

8. 気象

信楽観測所における、過去 20 年間の気温と降水量の推移は以下のとおりです。日平均気温の平均値は約 12℃～14℃で推移しており、比較的温暖な気候と言えます。年間降水量は、極端な値を除くと、約 1,100mm～2,000mm で推移しています。

表 2-8-1 過去 20 年間の気温と降水量の推移

	年降水量 mm	平均			平均風速 m/s	最大風速 m/s	年間 日照時間 h
		日平均気温 ℃	日最高気温 ℃	日最低気温 ℃			
		H14	1,113	12.5			
H15	1,661	12.4	17.8	7.5	1.4	9.0	1,276
H16	1,692	13.3	19.3	7.8	1.5	9.0	1,638
H17	983	12.5	18.1	7.4	1.5	9.0	1,519
H18	1,630	12.6	18.0	7.7	1.4	10.0	1,350
H19	1,268	12.8	18.8	7.4	1.4	9.0	1,576
H20	1,440	12.6	18.5	7.4	1.4	9.8	1,643
H21	1,564	12.7	18.7	7.3	1.4	14.4	1,655
H22	1,936	13.9	19.7	8.8	1.5	10.3	1,672
H23	1,850	12.5	18.4	7.4	1.6	9.4	1,667
H24	1,706	12.5	17.9	7.5	1.7	11.2	1,652
H25	1,609	12.7	18.7	7.4	1.7	12.7	1,862
H26	1,431	12.5	18.4	7.2	1.7	9.6	1,747
H27	1,669	13.1	18.7	8.1	1.6	10.3	1,583
H28	1,722	13.5	19.4	8.2	1.6	11.6	1,701
H29	1,723	12.3	18.3	7.0	1.6	14.4	1,729
H30	1,724	13.1	19.3	7.6	1.6	15.2	1,900
R1	1,667	13.3	19.1	8.0	1.6	11.4	1,660
R2	1,645	13.3	19.3	8.1	1.6	10.3	1,713
R3	1,836	13.3	19.3	8.1	1.7	9.9	1,565

出典：気象庁ホームページ（彦根地方気象台 信楽観測所の過去の気象データ）

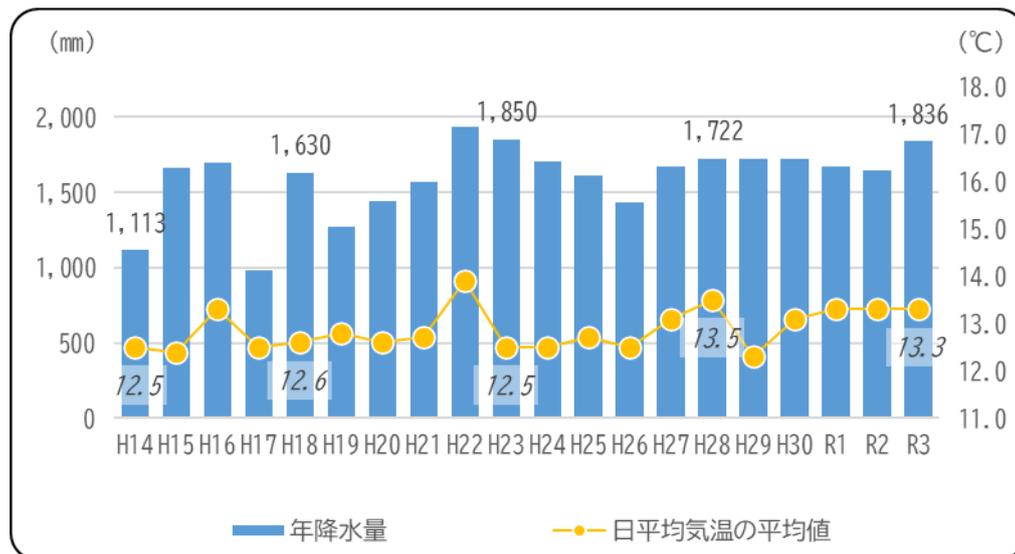


図 2-8-1 過去 20 年間の降水量と平均気温

9. 産業別事業所数、従業者数

本市の産業別の民営事業所数、従業者数は以下のとおりです。事業所数はゆるやかに減少傾向にあり、従業者数は平成26年度に増加したものの平成28年度にかけて減少しました。一般的に、従業者数が増加すると、事業系の一般廃棄物もそれに比例して増加します。

表2-9-1 産業別事業所数、従業者数（民営事業所）

産業分類	事業所数（事業所）			従業者数（人）		
	H24	H26	H28	H24	H26	H28
第一次産業	8	10	12	216	268	318
農林漁業	8	10	12	216	268	318
第二次産業	508	509	488	11,643	12,067	11,813
鉱業	4	2	2	32	19	20
建設業	206	203	195	931	881	865
製造業	298	304	291	10,680	11,167	10,928
第三次産業	1,382	1,425	1,452	13,069	13,849	13,028
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3	3	10	16	17
運輸・通信業	126	128	127	2,243	2,315	2,188
卸売・小売業	416	429	427	4,011	3,998	3,495
金融・保険業	30	21	18	305	259	258
不動産業	108	105	99	298	344	356
サービス業	701	739	778	6,202	6,917	6,714
総数	1,898	1,944	1,952	24,928	26,184	25,159

出典：「平成24年経済センサス - 基礎調査結果」、「平成26年経済センサス - 活動調査結果」
「平成28年経済センサス - 基礎調査結果」

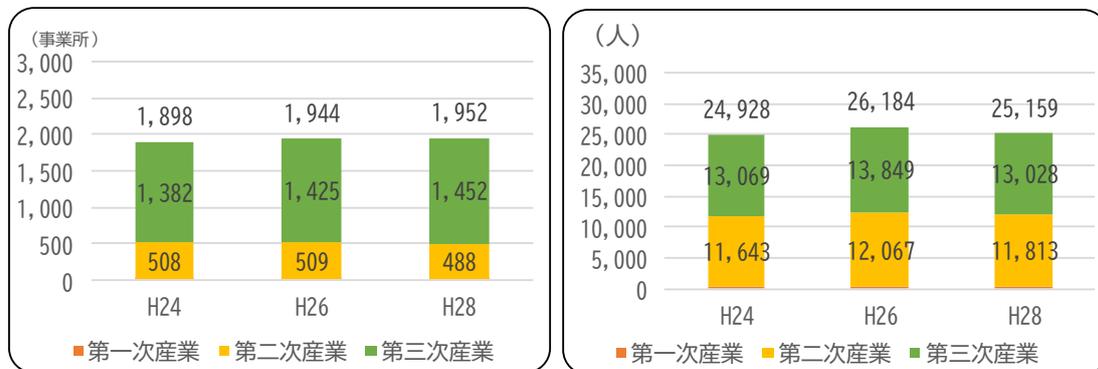


図2-9-1 産業別事業所数と従業者数（民営事業所）の推移

10. 第二次湖南省総合計画後期基本計画

本市が令和3年4月に策定した「第二次湖南省総合計画後期計画」においては、本市の将来像やまちづくりの目標等を以下のように設定しています。

表2-10-1 第二次湖南省総合計画後期計画の概要

	概 要
将来像	ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南
将来人口	令和7年度：54,498人
まちづくりの目標	<ul style="list-style-type: none"> ① みんなで共に進めるしくみをつくろう ～人権尊重と自立・自助のまちづくり～ ② うるおいのあるまちをつくろう ～自然を生かし、自然と共生するまちづくり～ ③ 活気のあるまちをつくろう ～産業が集まり、人が集うまちづくり～ ④ ほっとする暮らしをつくろう ～生涯を通じた安心と健康のまちづくり～ ⑤ いきいきとした暮らしをつくろう ～誇りとなる市民文化を創造するまちづくり～ ⑥ 明日を拓くしくみをつくろう ～効率的・効果的な行財政システムづくり～

このうち、「② うるおいのあるまちをつくろう」に関して、一般廃棄物処理に係る方針として、「循環型社会の形成」を掲げています。その施策は以下のとおりです。

表2-10-2 循環型社会の形成にかかる施策

施 策	内 容
1 省資源・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者・行政の協働による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進 ○資源の有効活用とリサイクル率向上
2 ごみ処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ処理施設の計画的な維持管理 ○滋賀県と連携した指導のもと民間の産業廃棄物処理施設の維持管理および改善の促進
3 環境にやさしい暮らしの実践	<ul style="list-style-type: none"> ○環境学習の充実 ○環境ボランティアの育成・支援
4 地球温暖化対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○自然エネルギーの活用や省エネルギーの普及促進 ○屋上緑化や緑のカーテンの普及率の向上 ○事業所への高効率型機器の導入促進 ○温室効果ガス排出抑制のための公共交通機関等の利用促進

第3章 ごみ処理の現状

1. ごみの分別区分

現状の家庭系ごみ及び事業系ごみの分別区分は、以下のとおりです。

表3-1-1 ごみの分別区分

分別区分		内訳	
家庭系	収集ごみ	燃えるごみ	生ごみ、紙おむつ・生理用品、刈草・剪定枝、皮革製品、紙・紙くず・布（古紙・古布としてリサイクルできないもの）、プラスチック（汚れている等リサイクルできないもの）等
		大型燃えるごみ	「燃えるごみ」及び「プラスチック類」で指定袋に入らないもので、束型のもものは長さ100cm以下・直径15cm以内、箱型のもものは80cm×45cm×30cm以内のもの
		燃えないごみ	たて+よこ+高さの合計が80cm未満のもの せともの・ガラス製品、金属類（なべ・金属のキャップ・かさ・ゴルフクラブ、包丁等）、飲物・食物・飲み薬以外のものが入っていたビン、小型家電製品
		プラスチック類	プラスチック類（ポリバケツ・プラスチックのおもちゃ・ケース等）、プラスチック製容器（ペットボトル及び汚れたものを除く）
		空きビン	飲物・食物・飲み薬の入っていたビン ①無色透明、②茶色、③黒色、④その他の色（青・緑・白等）に分別
		空きカン	飲物・食物の入っていたカン、スプレー缶（中身は問わない）
		ペットボトル	PETマークのあるもの（キャップは「プラスチック類」、汚れたものは「燃えるごみ」）
		古紙・古布	①新聞・新聞広告紙、②雑誌・雑紙（紙袋・包装紙・カタログ・紙箱）、③段ボール、④古布・古着（下着、綿・羽毛入りの服を除く）に分別
		粗大ごみ	たて+よこ+高さの合計が80cm以上の「燃えないごみ」 「大型燃えるごみ」に出せない大きさのもの 自転車、家電製品（家電リサイクル対象品目を除く）、家具類等
		拠点回収	●白色トレー・発泡スチロール ●牛乳パック ●廃食用油 ●使用済み乾電池 ●小型家電 ●蛍光灯
	集団回収	●紙類（新聞紙、雑誌、段ボール等） ●繊維類（古着、布きれ等）	
事業系	燃えるごみ	事業所から排出される生ごみ、紙くず等（産業廃棄物を除く）	
	法定リサイクル	●家電リサイクル対象品目 テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機	
	処理しないごみ	タイヤ、自動車・バイク及びその部品、建築廃材、農業用機械、大型機械、ピアノ、消火器、ガスボンベ等の危険物、農薬、除草剤、殺虫剤、感染性の廃棄物、鉱物油（灯油・混合油・ガソリン等）	

2. ごみ処理フロー

現在のごみ処理フローは、以下のとおりです。

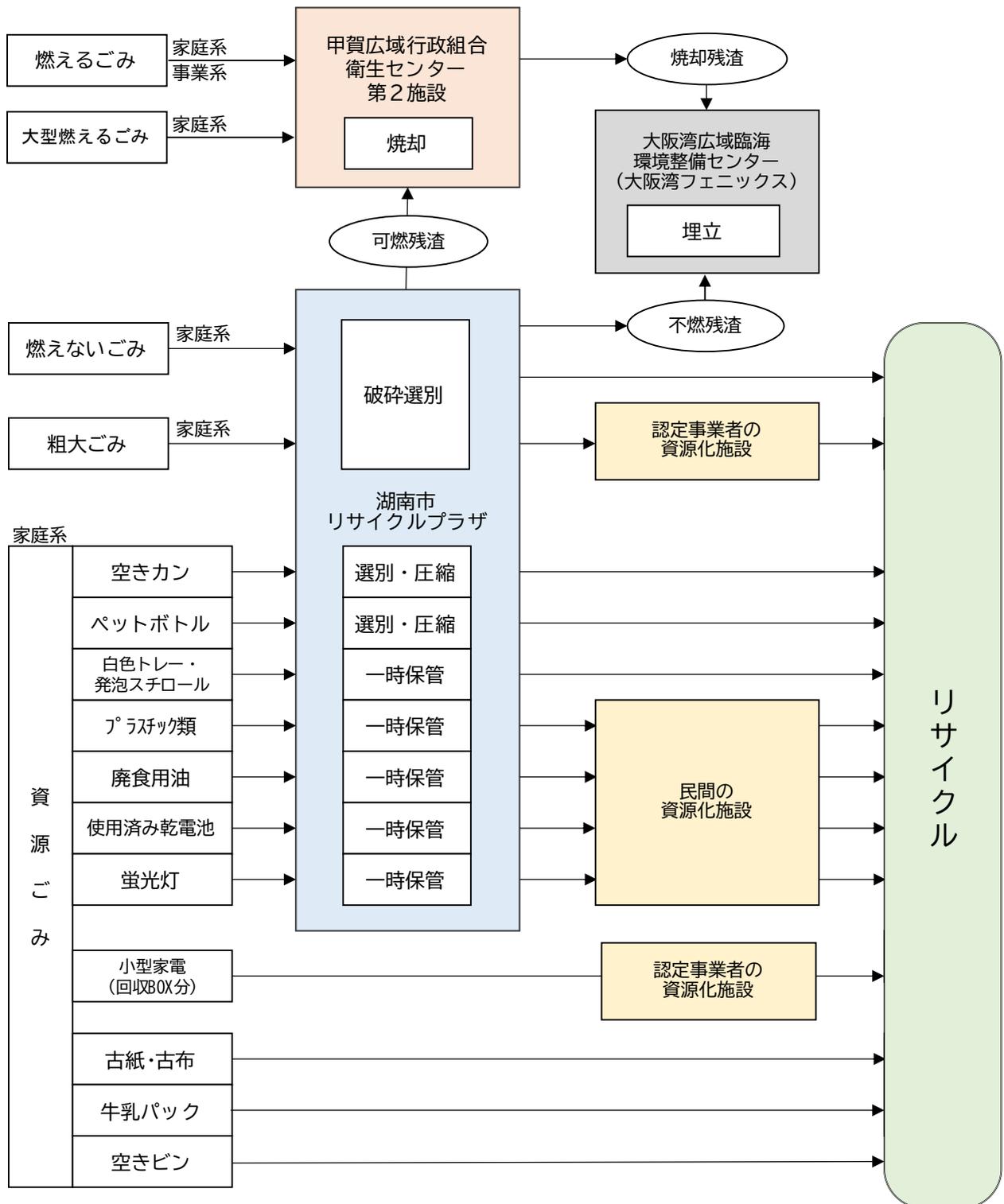


図3-2-1 ごみ処理フロー図

3. 処理体制

(1) 収集・運搬体制

本市の収集・運搬体制は以下のとおりです。家庭系ごみについては、ステーション方式又は拠点回収により収集・運搬を行っています。粗大ごみについては、市のリサイクルプラザへ直接持ち込むか、粗大ごみ処理券を購入して戸別収集を申し込むこととしています。

また、事業系ごみは、排出者が直接搬入又は市の許可業者に委託し、収集・運搬することとしています。

表3-3-1 収集・運搬体制

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	排出方法	
家庭系	燃えるごみ	市 (委託)	ステーション方式	2回/週	指定袋
	大型燃えるごみ	市 (委託)	ステーション方式	1回/月	指定エフ
	燃えないごみ	市 (委託)	ステーション方式	1回/月	コンテナ
	プラスチック類	市 (委託)	ステーション方式	3回/月	指定袋
	空きビン	市 (委託)	ステーション方式	1回/月	コンテナ
	空きカン	市 (委託)	ステーション方式	1回/2週	コンテナ
	ペットボトル	市 (委託)	ステーション方式	1回/2週	専用袋
	古紙・古布	市 (直営・委託)	ステーション方式	1回/月	紐で結束
	粗大ごみ	-	直接搬入	-	-
		市 (直営)	戸別収集	1回/週	処理券
	白色トレー 発砲スチロール	市 (直営)	拠点回収	-	回収ボックス
	牛乳パック	市 (直営)	拠点回収	-	回収ボックス
	使用済み乾電池	市 (直営)	拠点回収	-	回収ボックス
	廃食用油	市 (直営)	拠点回収	1回/月	回収ボックス
	蛍光灯	市 (直営)	拠点回収	-	回収ボックス
小型家電	認定事業者	拠点回収	1回/月	回収ボックス	
事業系	燃えるごみ	排出事業者	直接搬入	-	-
		許可業者	戸別収集 (許可業者)	-	-

(2) 中間処理

本市の中間処理の状況は以下のとおりです。

表3-3-2 中間処理の主体と処理方法

	分 別 区 分	処理主体	処理方法
家庭系	燃えるごみ	市 (行政組合)	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設 (組合ごみ処理施設)にて焼却処理
	大型燃えるごみ	市 (行政組合)	
	燃えないごみ	市 (直営)	リサイクルプラザで破碎選別処理 小型家電は手選別後、認定事業者へ搬出
	プラスチック類	市 (委託)	リサイクルプラザで一時保管後、 民間事業者へ処理を委託し資源化
	空きビン	市 (売却)	資源物として売却
	空きカン	市 (直営)	リサイクルプラザで選別・圧縮後、売却
	ペットボトル	市 (直営)	リサイクルプラザで選別・圧縮後、売却
	古紙・古布	市 (売却)	資源物として売却
	粗大ごみ	市 (直営)	リサイクルプラザで破碎選別処理 小型家電は手選別後、認定事業者へ搬出
	白色トレー 発泡スチロール	市 (売却)	リサイクルプラザで一時保管後、売却
	牛乳パック	市 (売却)	資源物として売却
	使用済み乾電池	市 (委託)	リサイクルプラザで一時保管後、 民間事業者へ処理を委託し資源化
	廃食用油	市 (委託)	リサイクルプラザで一時保管後、 民間事業者へ処理を委託し資源化
蛍光灯	市 (委託)	リサイクルプラザで一時保管後、 民間事業者へ処理を委託し資源化	
事業系	燃えるごみ	市 (行政組合)	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設 (組合ごみ処理施設)にて焼却処理

本市と甲賀市の可燃ごみ等を処理している甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）（以下「組合ごみ処理施設」という。）の概要は以下のとおりです。

表3-3-3 甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）の概要

項目	概要
施設名称	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設
施設所管	甲賀広域行政組合（構成市：甲賀市・湖南市）
設置場所	甲賀市水口町水口 6677 番地
敷地面積	76,980 m ²
稼働年月	平成7年4月
処理能力	225 t / 24h (75t/24h×3系列) ※通常2炉運転（必要時のみ3炉運転）
処理方式	流動床式焼却炉
設備概要	受入・供給設備：ピット&クレーン方式 ガス冷却設備：水噴射方式 排ガス処理設備：乾式脱塩処理+バグフィルタ方式 余熱利用設備：温水変換方式 通風設備：平衡通風方式 灰処理設備：重金属固定化剤処理方式 排水処理設備：再循環無放流方式（クローズド方式）

本市リサイクルプラザの概要は以下のとおりです。

表3-3-4 湖南市リサイクルプラザの概要

項目	概要
施設名称	湖南市リサイクルプラザ
設置主体	湖南市
設置場所	湖南市岩根 136 番地
敷地面積	13,725m ²
稼働年月	平成9年6月
建築面積	工場棟：1,178.80m ² 、管理・再生棟：895.53m ²
処理能力	22 t / 5 h
処理方式	不燃ごみ・粗大ごみの破碎選別 資源ごみの選別・圧縮・保管等
設備概要	受入供給：直接投入方式 破碎：衝撃剪断回転式破碎機（不燃粗大・不燃） 選別：磁選機+風力選別機+粒度選別機+アルミ選別機 缶類：磁選機+アルミ選別機+圧縮機 ペットボトル：圧縮機 集じん：サイクロン、バグフィルタ リサイクル工房、ストックヤード、ガレージセール広場

リサイクルプラザでは、燃えないごみ及び粗大ごみの破碎選別処理、空きカンの選別・圧縮処理、ペットボトルの選別・圧縮処理のほか、資源ごみの保管を行っています。また、リサイクル工房やガレージセール広場等の啓発施設も設置しています。

(3) 最終処分

本市の可燃ごみ等を組合ごみ処理施設で焼却することによって発生する焼却残渣と、リサイクルプラザでの処理によって発生する不燃残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で埋立処分を行っています。

表3-3-5 最終処分場の概要

項目	概要
名称	大阪湾広域臨海環境整備センター
設立	昭和57年3月1日
広域処理対象地区	近畿2府4県168市町村
広域処理場整備対象港湾	4港湾
業務	①港湾管理者の委託 ・廃棄物埋立護岸の建設及び改良、維持その他の管理 ・廃棄物埋立護岸における廃棄物による海面埋立てにより行う土地の造成
	②地方公共団体の委託 ・一般廃棄物等の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理 ・一般廃棄物等による海面埋立て ・施設の円滑かつ効率的な運営を確保するため搬入施設等の建設及び改良、維持その他の管理
	③産業廃棄物の最終処分場の建設及び改良、維持その他の管理並びに産業廃棄物による海面埋立て
	④付帯業務
埋立処分場 ()内は一般廃棄物の埋立容量	尼崎沖埋立処分場 (390万㎡) 泉大津沖埋立処分場 (220万㎡) 神戸沖埋立処分場 (720万㎡) 大阪沖埋立処分場 (590万㎡)

4. ごみ排出量

本市の過去5年間のごみ排出量の実績は以下のとおりです。令和3年度実績で見ると、総排出量は、約15,100t、家庭系ごみは約10,300t、事業系ごみは4,300t、集団回収は約450tとなっています。

表3-4-1 ごみ排出量の実績

単位：t/年

	H29	H30	R1	R2	R3
湖南市人口(人)	54,964	54,968	55,273	55,102	54,610
総排出量	16,337	16,218	16,255	15,896	15,060
家庭系ごみ	10,352	10,113	10,367	10,872	10,309
可燃ごみ	8,544	8,318	8,626	8,835	8,428
収集ごみ	8,155	7,919	8,156	8,256	8,122
直接搬入ごみ	389	399	470	579	306
不燃ごみ	224	216	219	279	240
収集ごみ	189	190	199	250	206
直接搬入ごみ	35	26	20	29	34
粗大ごみ	281	284	286	432	340
収集ごみ	32	28	24	29	34
直接搬入ごみ	249	256	262	403	306
資源ごみ	1,303	1,295	1,236	1,326	1,301
空きカン	83	83	88	102	95
空きビン	264	256	242	249	256
古紙類	309	284	242	242	242
古布類	24	24	24	43	35
ペットボトル	168	180	184	190	195
プラスチック類	417	425	430	472	449
牛乳パック	1	1	1	1	1
白色トレイ	1	1	1	1	1
乾電池	10	13	12	13	14
廃食用油	4	4	6	6	6
蛍光管	0	3	4	4	4
小型家電	22	21	2	3	3
事業系ごみ	5,369	5,531	5,388	4,539	4,300
可燃ごみ	5,369	5,531	5,388	4,539	4,300
収集ごみ	5,241	5,396	5,251	4,426	4,210
直接搬入ごみ	128	135	137	113	90
集団回収	616	574	500	485	451
古紙類	583	541	470	469	434
古布類	33	33	30	16	17

系別排出量については、家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収はいずれもゆるやかに減少傾向で推移しています。家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収を合わせた総排出量は令和2年度以降減少傾向となっています。令和3年度実績で見ると、全体のうち、家庭系ごみは68%、事業系ごみは29%、集団回収は3%を占めています。

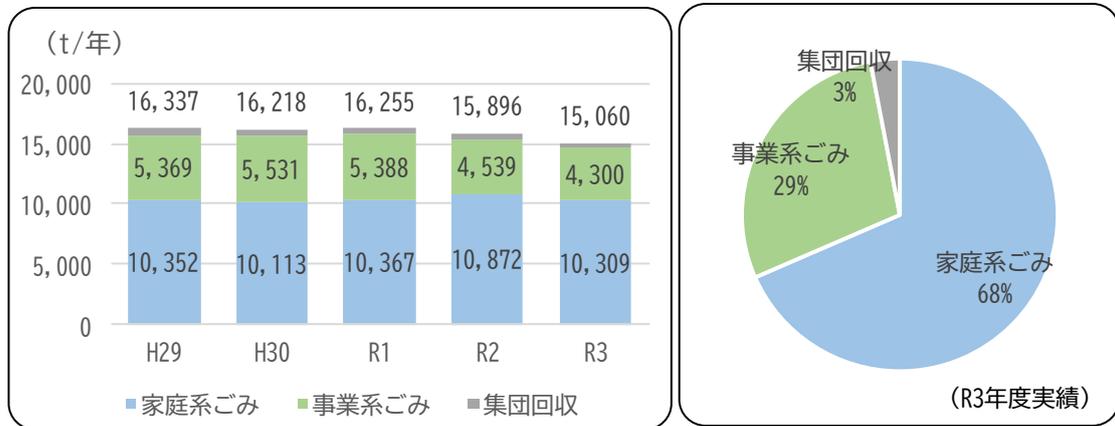


図3-4-1 系別ごみ排出量の推移と割合

家庭系ごみ合計は、ほぼ横ばいで推移しています。令和3年度実績で見ると、全体のうち、可燃ごみが82%、資源ごみが13%、粗大ごみが3%、不燃ごみが2%を占めています。

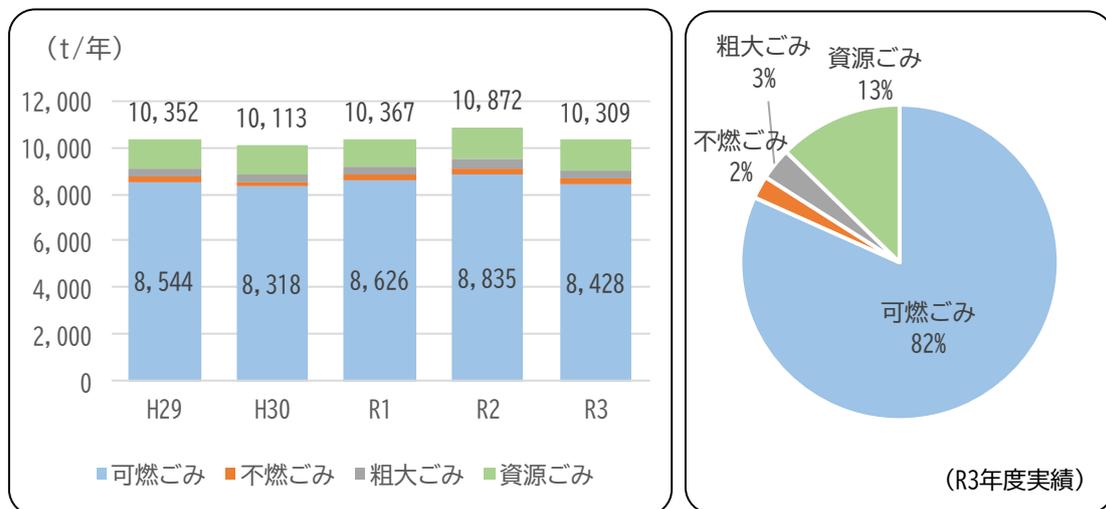


図3-4-2 (家庭系ごみ) ごみ種別排出量と割合

5. 1人1日当たり平均排出量

本市の過去5年間の1人1日当たり平均排出量は以下のとおりです。家庭系ごみと集団回収については、ごみの種別ごとに、各年度の年間排出量を各年度の人口と年間日数（うるう年の年度は366日）で割って計算しています。事業系ごみについては、市の人口との相関が薄いと考えられるため、年間日数のみで割り、1日当たり平均排出量を求めています。

令和3年度実績で見ると、1人1日平均総排出量は756g/人・日、家庭系ごみ1人1日平均排出量は517g/人・日、事業系ごみ1日平均排出量は11.8t/日、1人1日平均集団回収量は22.7g/人・日となっています。

表3-5-1 1人1日当たり平均排出量の実績

	単位	H29	H30	R1	R2	R3
湖南市人口	人	54,964	54,968	55,273	55,102	54,610
1人1日平均総排出量	g/人・日	814	808	804	790	756
家庭系ごみ1人1日平均排出量	g/人・日	516	505	512	540	517
可燃ごみ	g/人・日	426	415	426	439	423
収集ごみ	g/人・日	406.5	394.7	403.2	410.5	407.5
直接搬入ごみ	g/人・日	19.4	19.9	23.2	28.8	15.4
不燃ごみ	g/人・日	11.1	10.8	10.8	13.8	12.0
収集ごみ	g/人・日	9.4	9.5	9.8	12.4	10.3
直接搬入ごみ	g/人・日	1.7	1.3	1.0	1.4	1.7
粗大ごみ	g/人・日	14.0	14.2	14.2	21.4	17.1
収集ごみ	g/人・日	1.6	1.4	1.2	1.4	1.7
直接搬入ごみ	g/人・日	12.4	12.8	13.0	20.0	15.4
資源ごみ	g/人・日	65.0	64.7	61.2	65.9	65.3
空きカン	g/人・日	4.1	4.1	4.3	5.1	4.8
空きビン	g/人・日	13.2	12.8	12.0	12.4	12.8
古紙類	g/人・日	15.4	14.2	12.0	12.0	12.1
古布類	g/人・日	1.2	1.2	1.2	2.1	1.8
ペットボトル	g/人・日	8.4	9.0	9.1	9.4	9.8
プラスチック類	g/人・日	20.8	21.2	21.3	23.5	22.5
牛乳パック	g/人・日	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
白色トレイ	g/人・日	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
乾電池	g/人・日	0.50	0.65	0.59	0.65	0.70
廃食用油	g/人・日	0.20	0.20	0.30	0.30	0.30
蛍光管	g/人・日	0.00	0.15	0.20	0.20	0.20
小型家電	g/人・日	1.10	1.05	0.10	0.15	0.15
事業系ごみ1日平均排出量	t/日	14.8	15.2	14.7	12.4	11.8
可燃ごみ	t/日	14.8	15.2	14.7	12.4	11.8
収集ごみ	t/日	14.4	14.8	14.3	12.1	11.5
直接搬入ごみ	t/日	0.35	0.37	0.37	0.31	0.25
1人1日平均集団回収量	g/人・日	30.7	28.6	24.7	24.1	22.7
古紙類	g/人・日	29.1	27.0	23.2	23.3	21.8
古布類	g/人・日	1.6	1.6	1.5	0.8	0.9

過去5年間の平均排出量の推移を見ると、1人1日平均総排出量は減少傾向にあります。事業系ごみ1日平均排出量と1人1日平均集団回収量はゆるやかに減少傾向にあり、家庭系ごみ1人1日平均排出量は令和2年度までは増加傾向にありましたが、令和3年度で減少しました。

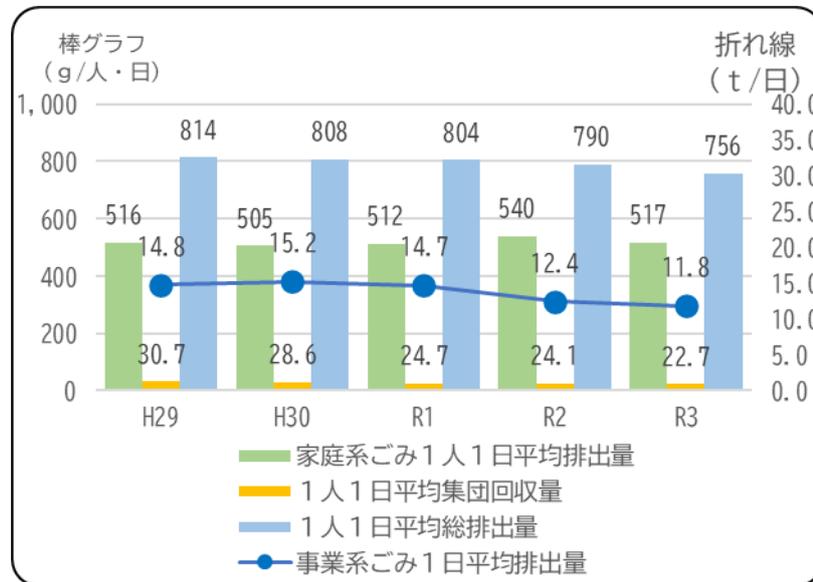


図3-5-1 系ごとの平均排出量の推移

家庭系ごみ1人1日平均排出量における、ごみ種ごとの割合は、年間排出量と同様となっており、可燃ごみが82%、資源ごみが13%、粗大ごみが3%、不燃ごみが2%を占めています。

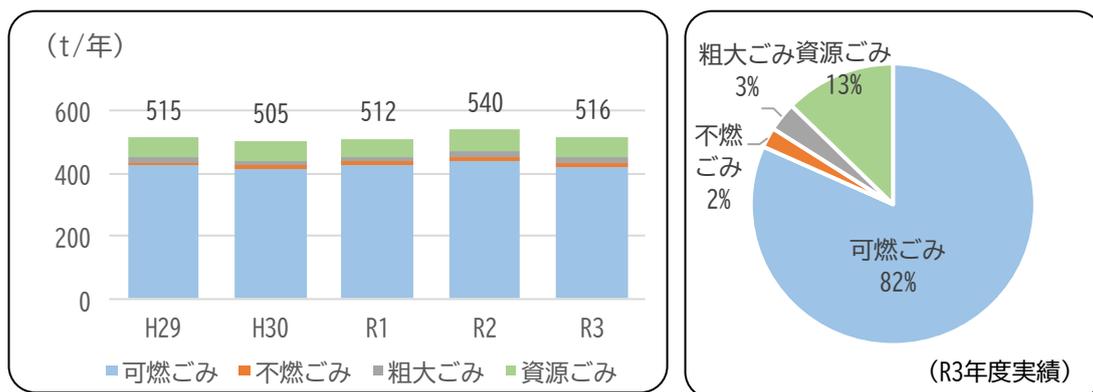


図3-5-2 家庭系ごみ1人1日平均排出量の推移と割合

6. ごみ処理実績

(1) 中間処理

本市の過去5年間の中間処理量の実績は以下のとおりです。

表3-6-1 中間処理量の実績

単位：t/年

		H29	H30	R1	R2	R3
総排出量		16,337	16,218	16,255	15,896	15,060
焼却処理	焼却処理量	14,257	14,216	14,353	13,808	13,181
	可燃ごみ	13,913	13,849	14,014	13,374	12,728
	リサイクルプラザ残渣	292	316	334	429	453
	その他資源化施設残渣	52	51	5	5	0
	資源化量	52	66	47	48	40
	焼却残渣量	1,464	1,481	1,482	1,482	1,341
リサイクル処理	破砕選別処理					
	処理量	505	500	505	711	580
	不燃ごみ	224	216	219	279	240
	粗大ごみ	281	284	286	432	340
	資源化量	112	110	134	213	140
	処理残渣量（焼却）	292	316	334	429	453
	処理残渣量（埋立）	67	67	68	72	78
選別圧縮等						
処理量	251	263	272	292	290	
カン	83	83	88	102	95	
ペットボトル	168	180	184	190	195	
資源化量	251	263	272	292	290	
その他資源化施設	処理量	432	443	449	492	470
	資源化量	453	464	452	495	473
	処理残渣量（焼却）	52	51	5	5	0
	処理残渣量（埋立）	15	11	0	0	0

※破砕選別処理において、不燃ごみ及び粗大ごみから小型家電製品を除いた量を処理量としています。

(2) 最終処分

本市の過去5年間の最終処分量の実績は以下のとおりです。

表3-6-2 最終処分量の実績

単位：t/年

		H29	H30	R1	R2	R3
人口		54,964	54,968	55,273	55,102	54,610
総排出量		16,337	16,218	16,255	15,896	15,060
最終処分	最終処分量	1,546	1,559	1,550	1,554	1,419
	焼却残渣	1,464	1,481	1,482	1,482	1,341
	リサイクルプラザ残渣	67	67	68	72	78
	その他資源化施設残渣	15	11	0	0	0
	1人1日当たり最終処分量 （g/人・日）	77	78	77	77	71
	最終処分率（%）	9.5%	9.6%	9.5%	9.8%	9.4%

※最終処分量のうち、その他資源化施設残渣は、本市がプラスチック類の中間処理を委託している民間施設での埋立処分量を指します。

(3) 資源化量

本市の過去5年間の資源化量の実績は以下のとおりです。

リサイクル率は11.7～13.1%で推移しており、減少傾向にあります。

表3-6-3 資源化量の実績

単位：t/年

	H29	H30	R1	R2	R3
総排出量	16,337	16,218	16,255	15,896	15,060
資源化量	2,075	2,037	1,907	2,084	1,903
中間処理後資源化量	862	898	898	1,064	918
焼却処理	52	66	47	48	40
金属類	39	51	32	33	30
古紙類	13	15	15	15	10
リサイクルプラザ	357	368	399	521	405
金属類	112	110	134	213	140
カン	77	78	81	95	87
ペットボトル	168	180	184	213	178
その他資源化施設	453	464	452	495	473
プラスチック類	416	425	430	471	449
乾電池	10	10	9	10	10
廃食用油	4	4	6	6	6
白色トレー	1	1	1	1	1
小型家電	22	21	2	3	3
蛍光灯	0	3	4	4	4
直接資源化量	597	565	509	535	534
古紙類	308	284	242	242	242
新聞	107	92	71	60	61
ダンボール	104	102	88	94	97
雑誌・雑紙	97	90	83	88	84
古布類	24	24	24	43	35
ビン	264	256	242	249	256
牛乳パック	1	1	1	1	1
集団回収量	616	574	500	485	451
古紙類	583	541	470	469	434
新聞	337	306	258	227	221
ダンボール	135	100	90	101	91
雑誌・雑紙	112	135	122	125	122
古布類	33	33	30	16	17
リサイクル率	12.7%	12.6%	11.7%	13.1%	12.6%

※蛍光灯は平成29年度から分別収集を開始しました。

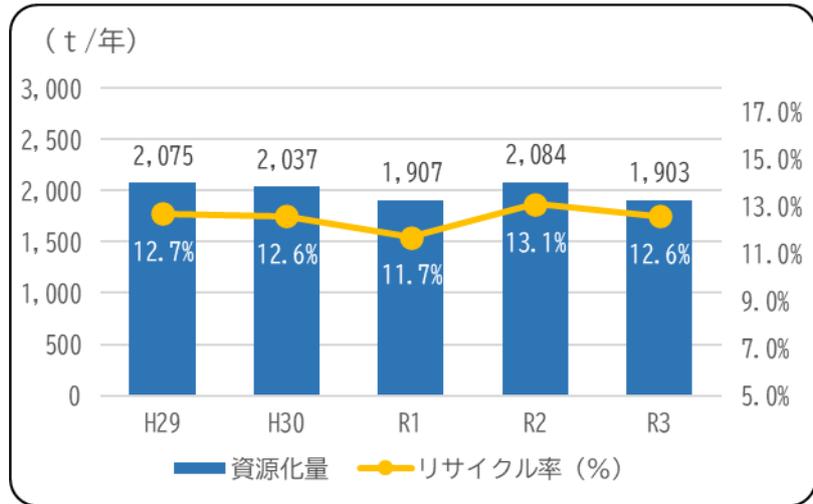


図3-6-1 資源化量とリサイクル率

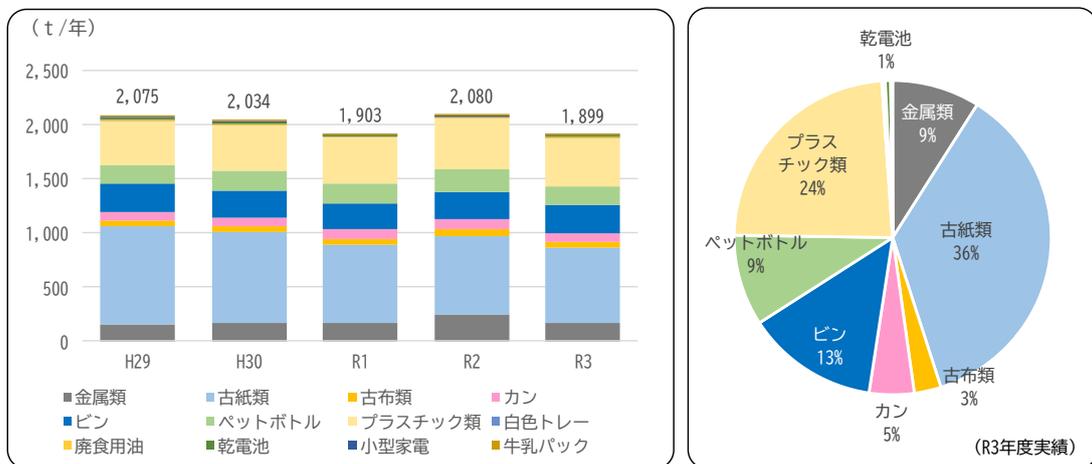


図3-6-2 品目別資源化量と割合

7. 前回基本計画の数値との比較

(1) 前回基本計画における目標値

「湖南省一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）」（以下、「前回基本計画」という。）における目標値は以下のとおりでした。

表4-3-2 排出量の削減目標

	平成28年度 (現状)	平成34年度 (中間目標年度)		平成39年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値	予測値	目標値
1人1日平均総排出量	812 g/人・日	854 g/人・日	838 g/人・日	876 g/人・日	846 g/人・日
H28年度比	-	5% 増	3% 増	8% 増	4% 増
1人1日平均家庭系ごみ排出量	503 g/人・日	496 g/人・日	483 g/人・日	491 g/人・日	466 g/人・日
H28年度比	-	1% 減	4% 減	2% 減	7% 減
事業系ごみ年間排出量	5,529 t/年	6,425 t/年	6,133 t/年	6,991 t/年	6,442 t/年
H28年度比	-	16% 増	11% 増	26% 増	17% 増

表4-3-3 リサイクル率の目標

	平成28年度 (現状)	平成34年度 (中間目標年度)		平成39年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値	予測値	目標値
リサイクル率	12.7 %	11.6 %	14.3 %	10.9 %	16.1 %
H28年度比	-	1.1ポイント減	1.6ポイント増	1.8ポイント減	3.4ポイント増

表4-3-4 最終処分量の削減目標

	平成28年度 (現状)	平成34年度 (中間目標年度)		平成39年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値	予測値	目標値
1人1日平均最終処分量	78 g/人・日	88 g/人・日	84 g/人・日	90 g/人・日	83 g/人・日
H28年度比	-	13% 増	8% 増	15% 増	6% 増

出典：「湖南省一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）」P.40

(2) 達成状況

令和3年度の実績値と、前回基本計画での予測結果及び目標値とを比較すると、1人1日平均総排出量の実績値は、前回基本計画の予測結果及び目標値を下回っており、目標を達成していますが、家庭系ごみ（資源ごみ除く）は、実績値が目標値を上回っており、リサイクル率は低い状況にあります。

表3-7-1 実績と前回基本計画の目標値の比較

	単位	令和3年度			①-③	目標 達成状況		
		実績	前回基本計画					
			予測結果	目標値				
人口	人	54,610	53,604	53,604	1,006	-		
家庭系	可燃ごみ	t/年	8,428	8,004	7,652	776	×	
		収集ごみ	t/年	8,122	7,709	7,357	765	×
		直接搬入ごみ	t/年	306	295	295	11	×
	不燃ごみ	t/年	240	223	223	17	×	
		収集ごみ	t/年	206	196	196	10	×
		直接搬入ごみ	t/年	34	27	27	7	×
	粗大ごみ	t/年	340	232	232	108	×	
		収集ごみ	t/年	34	29	29	5	×
		直接搬入ごみ	t/年	306	203	203	103	×
	資源ごみ	t/年	1,301	1,276	1,415	-114	○	
	合計	t/年	10,309	9,735	9,522	787	×	
	1人1日当たり	g/人・日	517	497	486	31	×	
事業系	可燃ごみ	t/年	4,300	6,279	6,060	-1,760	○	
		収集ごみ	t/年	4,210	6,096	5,877	-1,667	○
		直接搬入ごみ	t/年	90	183	183	-93	○
集団回収量	t/年	451	579	759	-308	○		
総排出量	t/年	15,060	16,593	16,341	-1,281	○		
1人1日平均総排出量	g/人・日	756	848	835	-79	○		
リサイクル率	%	12.6	11.8	13.9	-1.3	×		
備考		①	②	③				

8. ごみ質

組合ごみ処理施設における焼却ごみの組成は以下のとおりです。令和3年度で見ると、紙類の占める割合が34.1%と最も高く、次いでビニール類の33.0%、布類の17.0%、木、竹、藁類の10.4%となっています。

表3-8-1 ごみ質調査結果

区分		単位	H29	H30	R1	R2	R3
ごみの種類・組成	紙類	%	39.2	38.5	40.9	36.4	34.1
	布類	%	9.2	13.8	13.8	17.3	17.0
	ビニール類	%	23.6	30.6	28.2	25.0	33.0
	木、竹、藁類	%	16.7	8.2	10.9	15.2	10.4
	ちゅう芥類	%	9.5	5.1	4.3	4.0	3.4
	不燃物類	%	0.0	1.7	0.3	0.3	0.7
	その他	%	1.8	2.1	1.6	1.9	1.5
単位容積重量		kg/m ³	278	198	210	215	155
3成分	水分	%	47.8	46.0	47.2	45.4	34.1
	灰分	%	7.6	5.4	4.5	5.0	17.0
	可燃分	%	44.6	48.6	48.3	49.5	33.0
低位発熱量	実測値	kJ/kg	8,350	9,083	8,518	11,153	9,510
	計算値	kJ/kg	7,700	7,993	7,923	8,183	9,100

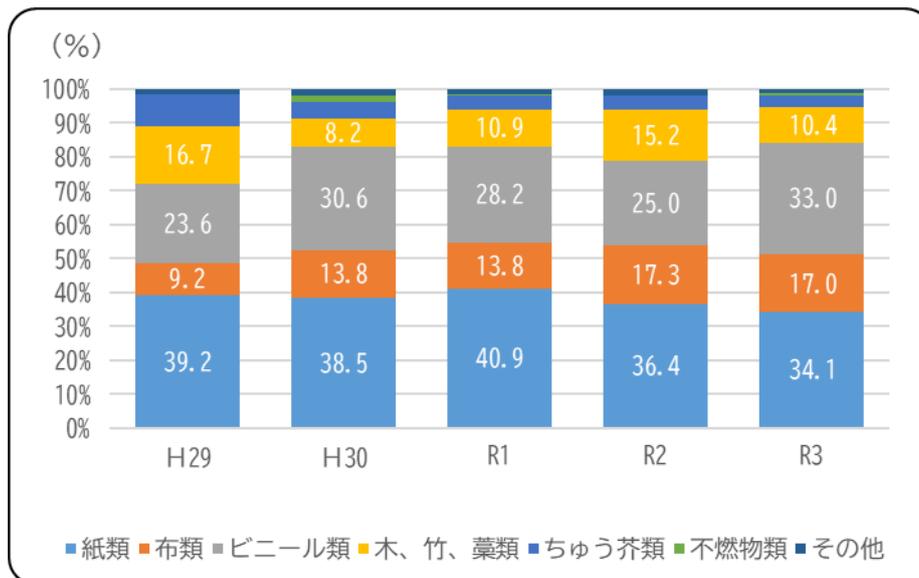


図3-8-1 ごみ質の推移

9. ごみ処理経費

本市の平成29年度から令和3年度におけるごみ処理経費は以下のとおりです。過去5年間を通して増加傾向にあります。市民1人当たりの処理経費を見ると、約9,700円～11,100円で推移しています。ごみ1t当たりの処理経費は、約32,000円～40,100円で推移しています。

表3-9-1 ごみ処理経費

	単位	H29	H30	R1	R2	R3	平均
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	537,598	536,221	546,830	566,951	603,803	546,900
人件費	千円	38,836	32,845	28,097	40,064	37,898	34,961
処理費							
収集運搬費	千円	1,793	4,114	3,551	3,793	2,959	3,313
中間処理費	千円	35,589	23,040	23,107	21,539	32,685	25,819
最終処分費	千円	767	661	654	545	889	657
車両等購入費	千円	0	0	0	0	0	0
委託費							
収集運搬費	千円	327,894	328,012	323,331	321,455	311,072	325,173
中間処理費	千円	19,923	18,160	17,770	17,388	19,341	18,310
最終処分費	千円	0	0	0	0	0	0
その他	千円	0	0	0	0	0	0
(組合分担金)	千円	112,796	129,389	150,320	162,167	198,959	138,668
合計	千円	537,598	536,221	546,830	566,951	603,803	546,900
人口	人	54,778	54,998	55,105	54,838	54,442	54,930
1人当たり経費	円/人	9,814	9,750	9,923	10,339	11,091	9,957
ごみ総排出量	t/年	16,337	16,218	16,255	15,896	15,060	16,177
ごみ1t当たり経費	円/t	32,907	33,063	33,641	35,666	40,093	33,819

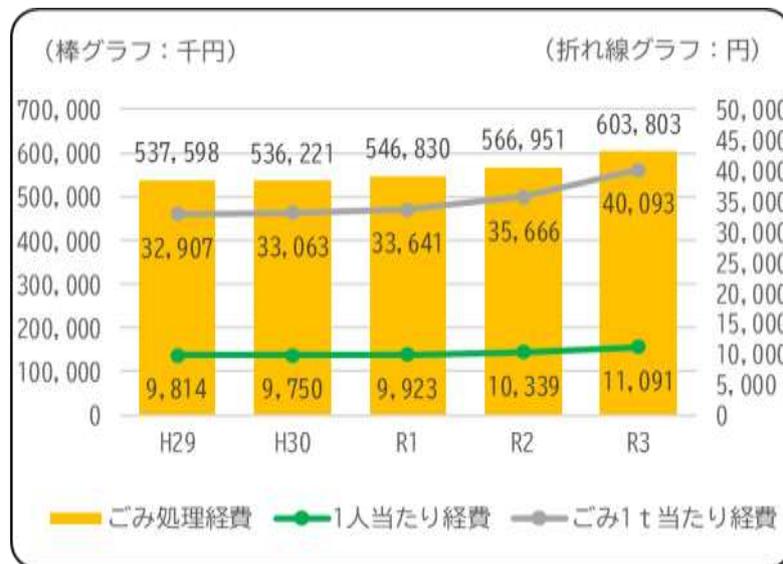


図3-9-1 ごみ処理経費と市民1人当たり経費の推移

10. 減量化・再生利用のための取り組み

(1) 資源等分別収集

本市では、資源ごみ等の分別収集を実施しており、分別収集品目は、プラスチック類、空きビン（無色透明・茶色・黒色・その他の色）、空きカン、ペットボトル、古紙・古布、白色トレー・発泡スチロール、牛乳パック、使用済み乾電池、廃食用油、蛍光灯となっています。小型家電製品については、平成27年度より不燃ごみ及び粗大ごみからのピックアップの他、回収ボックスによる拠点回収を実施しています。

(2) 中間処理施設での資源回収

本市のリサイクルプラザでは、搬入された燃えないごみ及び粗大ごみを破碎選別処理し、鉄・アルミの資源回収を行っています。また、分別収集された資源ごみ等を選別等処理し、資源回収を行っています。

(3) 有料化の実施

本市では、ごみ減量化を促進するため、昭和61年より家庭系ごみの指定袋の有料化を実施しています。平成28年度には事業用指定ごみ袋の料金を見直しました。

<有料化を実施している項目と内容>

有料化を実施している項目		内容
家庭系	燃えるごみ	家庭用燃えるごみ指定袋 大 25 円/枚、小 18 円/枚（10 枚入）
	大型燃えるごみ	大型燃えるごみ指定エフ（5 kg/25 円/枚）（4 枚入）
	プラスチック類	プラスチック専用袋 大 25 円/枚、小 18 円/枚（10 枚入）
	粗大ごみ	戸別収集（粗大ごみ処理券 500 円/枚） ① 3 辺の合計が 80 cm 以上 230 cm 未満の物 500 円/品 ② 3 辺の合計が 230 cm 以上 280 cm 未満の物 1,000 円/品 ③ 3 辺の合計が 280 cm 以上 330 cm 未満の物 1,500 円/品 ④ 3 辺の合計が 330 cm 以上 410 cm 未満の物 2,000 円/品 ⑤ 破碎困難物 2,000 円/個 直接搬入 上記の 2 分の 1 の額
事業系	燃えるごみ	事業用燃えるごみ指定袋 110 円/枚（10 枚入）

* 組合ごみ処理施設 *

有料化を実施している項目	内容
家庭系	直接搬入 50 円/10 kg
事業系	直接搬入 220 円/10 kg

(4) ものを生かす「交換銀行」

不要になった家庭用品を他の家庭に譲ることを希望する家庭と譲り受けることを希望する家庭をつなぐ「交換銀行」という制度を実施しています。譲りたい用品・譲って欲しい用品を毎月の広報やホームページで紹介して、資源の再利用を図っています。

<紹介件数の実績>

	H29	H30	R1	R2	R3
譲ります	42	36	83	69	69
譲ってください	46	28	55	18	14

(5) 資源集団回収活動に対する支援

本市では、「湖南市リサイクル推進活動奨励金交付要綱」により、古紙等の資源集団回収活動を支援しています。

対象品目：紙類（新聞紙・雑誌・段ボール等）、繊維類（古着・布きれ等）

対象団体：市内の区、地域住民で構成する女性の会、子ども会、PTA

等の社会教育関係団体、地域住民が地縁に基づいて結成した地域団体

<団体数の実績>

	H29	H30	R1	R2	R3
団体数	29	28	26	26	26

(6) 家庭用生ごみ処理機購入に対する支援

本市では、「湖南市生ごみ減量化推進補助金交付要綱」により、家庭用の生ごみ処理機購入を支援し、家庭内で発生する生ごみの減量化を促進しています。補助の対象は、1世帯当たり1台を限度に、処理機器1台当たりの購入金額の1/3以内（10,000円を限度）の補助金を交付しています。

<家庭用生ごみ処理機補助基数の実績>

	H29	H30	R1	R2	R3
基数（基）	10	5	7	6	20

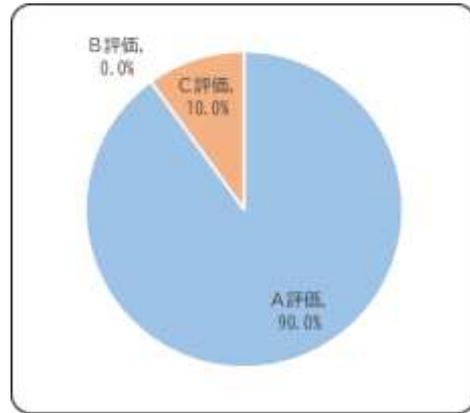
(7) 家電4品目及びパソコンのリサイクル

本市では、「家電リサイクル法」（特定家庭用機器再商品化法）による家電リサイクル対象品目の適正処理のために、収集運搬許可業者に料金販売店回収方式による受付業務についても併せて委託し、廃棄の際に市民が家電リサイクル料金の支払いと廃棄物の排出を一括して行うことができるシステムを構築して運用しています。

1.1. 前回基本計画の施策の評価

前回基本計画における減量化目標のための方策を「A評価：十分に実施できていた」、「B評価：一部実施できていた」、「C評価：実施しきれていなかった」の3段階で評価しました。

全10施策のうち、A評価が90.0%、B評価が0.0%、C評価が10.0%となり、減量化に対して効果的に施策を実施できていた割合が90.0%となっていました。一方でC評価であった施策は1施策であり、全体の10.0%となっていました。



なお、具体的な取組み内容は資料編に記載します。

表3-1 1-1 減量化目標達成のための方策に対する評価

	A評価	B評価	C評価	A+B (施策数)	達成率
減量化目標達成のための方策	9 (90.0%)	0 (0.0%)	1 (10.0%)	9 (10)	90.0%
①リデュース	4	0	1	4 (5)	80.0%
②リユース	2	0	0	2 (2)	100.0%
③リサイクル	3	0	0	3 (3)	100.0%

1.2. ごみ処理システムの評価

(1) システム評価支援ツールによる評価

本項では、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課の「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」(以下、「システム評価支援ツール」とする)を用い、本市のごみ処理システムの評価を行います。システム評価支援ツールは、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果に基づいて作成されたエクセルファイルであり、自治体名を入力すると、人口規模、産業構造について類似した市町村を抽出し、ごみ処理システムの特徴を表す5つの指標について、当該自治体と類似市町村の比較を行うことができます。

ごみ処理システムの評価結果は、レーダーチャートによって表されます。レーダーチャートには、本市の実績(黒線)と、類似市町村の平均値(赤線)が示されており、5つの指標に関して、本市と類似市町村を比較することができます。平均値(赤線)の外側に飛び出している指標は、本市が類似市町村よりも優れているということを意味します。

レーダーチャートで用いる指標は、「人口1人1日当たりごみ総排出量」、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の5つです。

表3-12-1 類似市町村の概要

類似市町村の概要		
都市形態	都市	
産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比率95%以上、 Ⅲ次人口比率65%未満
人口区分	50,000人以上、100,000人未満	
類似市町村数	50	

※類似市町村は、人口の範囲や産業構造等の条件を設定すると自動的に抽出されます。

表3-12-2 各指標の算出方法

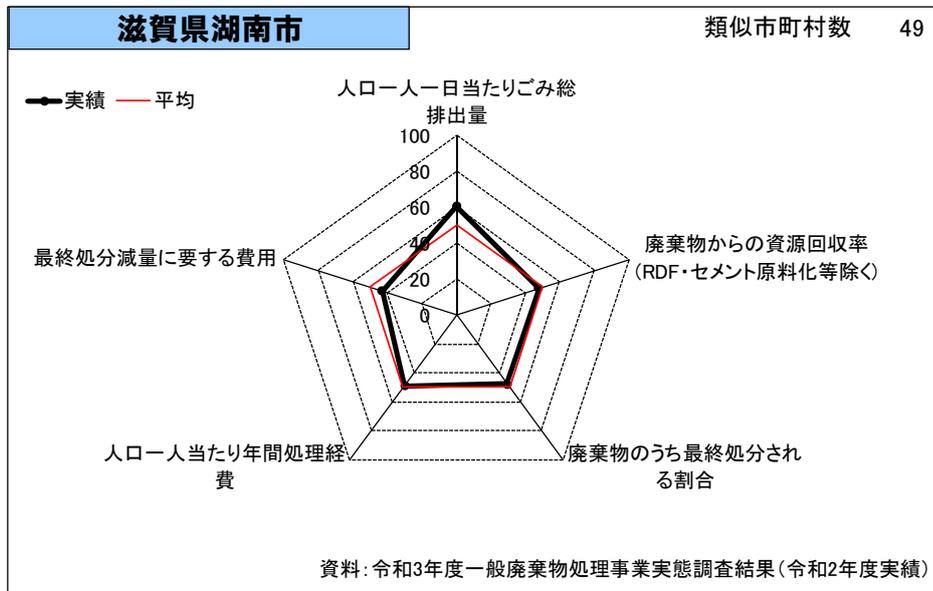
標準的な指標		算出方法	単位
廃棄物の発生	人口1人1日当たりごみ総排出量	= ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ³	kg/人・日
廃棄物の再生利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	= 資源化量 ÷ ごみ総排出量	t/t
最終処分	廃棄物のうち 最終処分される割合	= 最終処分量 ÷ ごみ総排出量	t/t
費用対効果	人口1人当たり年間処理経費	= 処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口	円/人・年
	最終処分減量に要する費用	= (処理及び維持管理費 - 最終処分費 - 調査研究費) ÷ (ごみ総排出量 - 最終処分量)	円/t

以下のレーダーチャートが示すように、本市は、「人口1人1日当たりごみ総排出量」については類似市町村の平均を上回っていますが、その他の指標については平均を下回っています。システムのさらなる向上のためには、処理コストの低減を図りつつ、資源回収量を高める方策を検討する必要があります。

表3-12-3 実績と偏差値

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要す る費用 (円/t)
平均	0.924	0.149	0.087	12,463	38,600
最大	1.210	0.311	0.195	18,737	73,781
最小	0.73	0.04	0.008	5,065	16,328
標準偏差	0.127	0.058	0.046	3,190	11,644
当該市町村実績	0.79	0.137	0.098	12,875	46,629
偏差値	60.6	47.9	47.6	48.7	43.1

※システム評価支援ツールでは、環境省の一般廃棄物処理実態調査結果の平成30年度実績を用いています。採用人口は本計画の基準日と異なるため、上記表の「人口1人1日当たりごみ総排出量」は本計画で算出した1人1日平均総排出量と異なります。また、環境省に報告後、修正を行った項目もあるため、本計画で算出した数値と異なるものがあります。



※黒線が赤線の外側に飛び出している指標は、本市が類似市町村よりも優れている指標です。

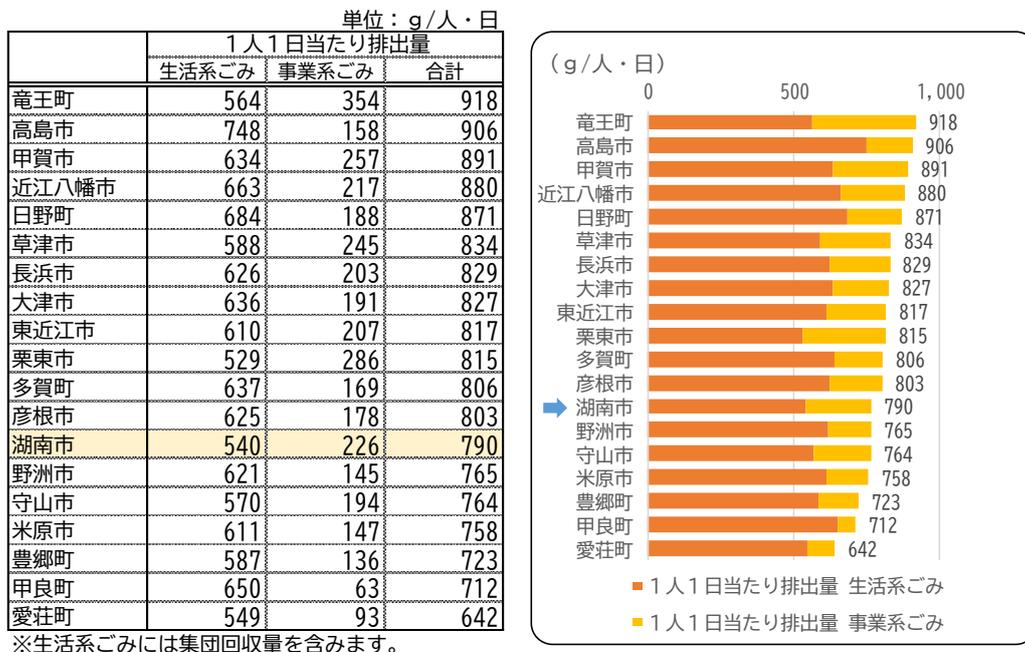
図3-1 2-1 本市のごみ処理システムの評価

(2) 滋賀県のお市町との比較

① 1人1日当たり排出量

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果に基づき、令和2年度実績について、滋賀県の市町の1人1日当たり排出量を整理すると、以下のようになります。本市の1人1日当たり排出量は790g/人・日となっており、滋賀県の市町の中では比較的小さいと言えます。

図表3-1 2-1 滋賀県の1人1日当たり排出量

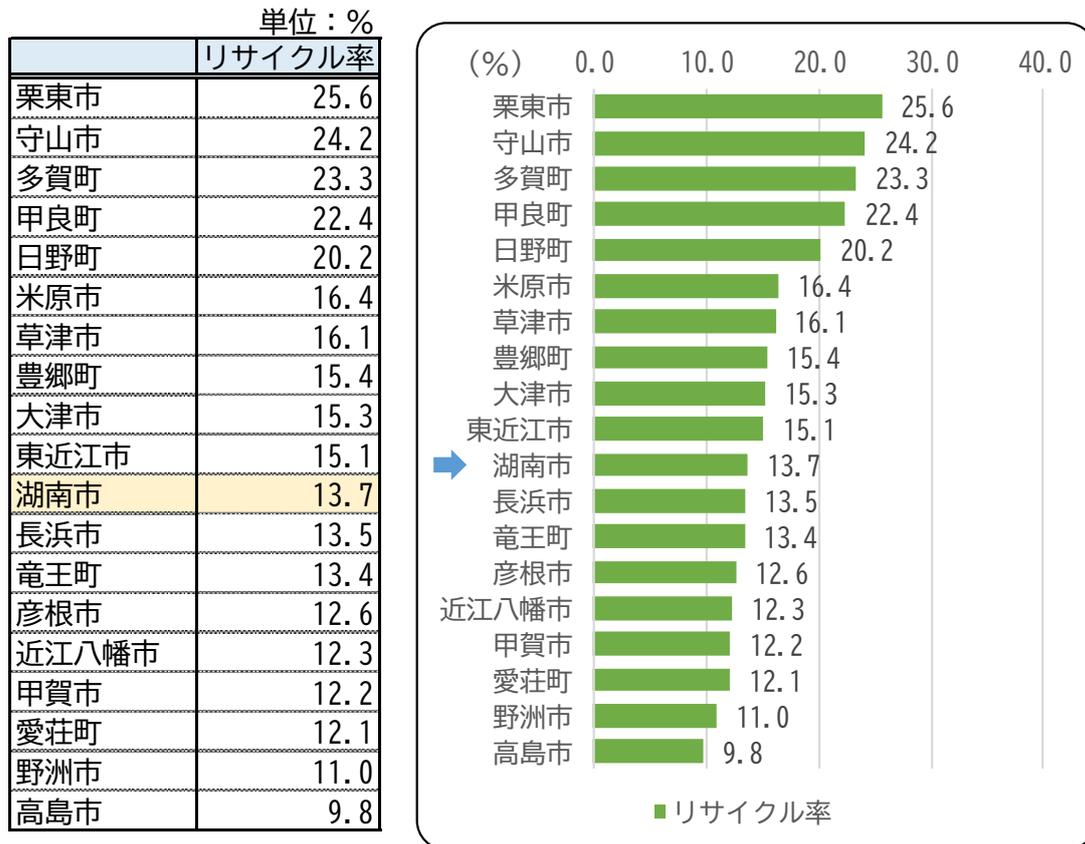


※環境省一般廃棄物処理実態調査での採用人口は本計画の基準日と異なることや、環境省に報告後、排出量の修正を行ったため、上記表の1人1日当たり排出量は、本計画で算出した1人1日平均総排出量と異なります。

② リサイクル率

環境省の一般廃棄物処理実態調査結果に基づき、令和2年度実績について、滋賀県の市町村のリサイクル率を整理すると、以下のようになります。本市のリサイクル率は13.7%となっており、滋賀県の市町村の中では中間あたりに位置しています。

図表3-1 2-2 滋賀県の市町村のリサイクル率



1 3. 課題の抽出

(1) 平均排出量について

本市の平成 29～令和 3 年度の 1 人 1 日平均総排出量は、756～814 g/人・日を推移しています。第五次滋賀県廃棄物処理計画では、令和 7 年度の目標値を 804 g/人・日と設定しており、令和 3 年度において本市はこの目標をすでに達成していることから、この指標については良好な状態と考えられます。過去 5 年間の推移を見ると、ゆるやかに減少していることから、現状を維持するためにも、減量化の取り組みを続けていく必要があります。

本市の平成 29～令和 3 年度の家庭系ごみ 1 人 1 日平均排出量は、505～540 g/人・日を推移しており、減少傾向にあります。国の廃棄物処理基本方針においては、令和 2 年度の家庭系の 1 人 1 日当たり排出量の目標値を 500 g/人・日と設定しており、本市はこの目標の達成に近い位置にあり、この指標についても良好な状態と考えられます。

本市の平成 29～令和 3 年度の事業系ごみ 1 日平均排出量は、11.8～15.2 t /日を推移しており、減少傾向にあります。1 人 1 日平均総排出量が増加傾向にあるのは、事業系ごみ 1 日平均排出量が減少傾向にあることを踏まえると、家庭系ごみ排出量が増加していることが原因と考えられます。今後、食品ロスの削減や紙類の分別徹底等、家庭系ごみ減量のための取り組みを強化する必要があります。

(2) 再生利用について

本市の平成 29～令和 3 年度のリサイクル率は、11.7～13.1%を推移しており、令和 2 年度で向上したものの、令和 3 年度で低下しました。また、ごみ処理システムの評価の項目でも見たように、本市は類似市町村や滋賀県の他市町と比べて、リサイクル率は低い水準にあります。第二次湖南省総合計画後期基本計画では、令和 7 年度の目標値を 15.4%と定めており、その達成のためにはさらなるリサイクルの方策を検討する必要があります。

リサイクル率が低下傾向にあるのは、総排出量が横ばいで推移している一方、集団回収量が減少傾向にあることが原因と推測されます。集団回収量が減少傾向にある要因としては、携帯端末やインターネットの普及により雑誌、新聞紙等の古紙発生量が減少していることや、生産者側の努力により、容器包装用の紙、プラスチック、缶、ペットボトル等が軽量化されてきていることなど、社会的背景も影響していると考えられます。

本市では、リサイクル可能な資源ごみ等については、概ね分別収集及び施設での資源回収を行っており、リサイクル率の大幅な向上のためには、新たな施策を講じる必要があると思われれます。

(3) 1 人 1 日平均最終処分量について

本市の平成 29～令和 3 年度の 1 人 1 日平均最終処分量は、71～78 g /人・日を推移しており、令和 3 年度では大幅に減少しました。第五次滋賀県廃棄物処理計画では、令和 7 年度の目標値を 82 g /人・日と設定しており、本市はこの目標をすでに達成している（令和 3 年度実績：71 g /人・日）ことから、この指標については良好な状態と考えられます。

本市では最終処分場を有しておらず、リサイクルプラザで発生する不燃物残渣及び組合ごみ処理施設の焼却残渣等を大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ搬入しています。現時点で、本市及び組合で新たに最終処分場を確保することは、用地確保や財政状況の観点から極めて困難な状況にあることから、今後とも最終処分量の削減を図る必要があります。

第4章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の基本理念・基本方針

本市では、平成29年度に策定した前回基本計画においては、市民・事業者・行政が一体となって3Rの取り組みを推進し、循環型社会の形成を図ることを基本理念とし、それに基づく4つの基本方針を定めていましたが、本計画ではさらに「⑤ 持続可能な循環型社会を構築する」を加えた5つの基本方針を定めました。

廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせてしまうことになります。本計画においても前回基本計画の基本理念、基本方針を踏襲するものとしませんが、環境負荷のより少ない①発生抑制の推進については取り組みを強化し、循環型社会のさらなる推進を図るものとしします。

表4-1-1 ごみ処理の基本方針

基本方針	内 容
①発生抑制の推進	ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的協力を強く働きかけていく。
②排出抑制・資源分別収集の推進	発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクルのための資源分別収集を推進していく。
③地球温暖化防止に向けたごみ処理施策の実施	ごみとして排出されたものについては、中間処理施設でリサイクルを前提とした「循環型処理」を行い、環境にやさしい処理システムを構築していく。
④協働による3Rの啓発および実践を図る	市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいく。
⑤持続可能な循環型社会を構築する	①～④を推進していくことにより、資源を最大限に有効活用することを目指し、自然環境への負荷が少ない「循環型社会」の実現を推進していくものとしします

2. 将来のごみ排出量、処理・処分量

現状の分別区分、処理・処分体制に基づき、過去5年間の実績値を用いて、将来のごみ排出量、処理・処分量の予測を行いました。予測結果は以下のとおりです（詳細については資料編を参照下さい）。将来人口は、「湖南省人口ビジョン」に準じて設定しています。

表4-2-1 将来のごみ排出量、処理・処分量の予測結果

単位：t/年

	令和3年度	令和9年度（目標年度）		備考
	（現状）		対R3増減率	
湖南省人口（人）	54,610	53,248	-2.5%	
総排出量	15,060	13,776	-8.5%	
（g/人・日）	756	707	-6.5%	1人1日平均排出量
家庭系ごみ	10,309	10,557	2.4%	
（g/人・日）	517	542	4.8%	1人1日平均排出量
可燃ごみ	8,428	8,657	2.7%	
収集ごみ	8,122	8,224	1.3%	
直接搬入ごみ	306	433	41.5%	
不燃ごみ	240	243	1.3%	
収集ごみ	206	214	3.9%	
直接搬入ごみ	34	29	-14.7%	
粗大ごみ	340	358	5.3%	
収集ごみ	34	33	-2.9%	
直接搬入ごみ	306	325	6.2%	
資源ごみ	1,301	1,299	-0.2%	
空きカン	95	90	-5.3%	
空きビン	256	255	-0.4%	
古紙類	242	265	9.5%	
古布類	35	29	-17.1%	
ペットボトル	195	185	-5.1%	
プラスチック類	449	442	-1.6%	
牛乳パック	1	1	0.0%	
白色トレイ	1	1	0.0%	
乾電池	14	13	-7.1%	
廃食用油	6	5	-16.7%	
蛍光灯	4	3	-	
事業系ごみ（可燃ごみ）	4,300	2,928	-31.9%	
収集ごみ	4,210	2,855	-32.2%	
直接搬入	90	73	-18.9%	
集団回収量	451	291	-35.5%	
古紙類	434	277	-36.2%	
古布類	17	14	-17.6%	
焼却処理量	13,181	11,967	-9.2%	
可燃ごみ	12,728	11,585	-9.0%	
リサイクルプラザ残渣	453	380	-16.1%	
その他資源化施設残渣	0	2	-	
リサイクルプラザ処理量	870	859	-1.3%	
破碎選別	580	584	0.7%	
選別圧縮等	290	275	-5.2%	
その他資源化施設処理量	470	467	-0.6%	
資源化量	1,903	1,775	-6.7%	
中間処理後資源化量	918	934	1.7%	
直接資源化量	534	550	3.0%	
集団回収量	451	291	-35.5%	
リサイクル率（%）	12.6%	12.9%	2.4%	
最終処分量	1,419	1,319	-7.0%	
焼却残渣	1,341	1,245	-7.2%	
リサイクルプラザ残渣	78	74	-5.1%	
その他資源化施設残渣	0	0	-	
1人1日当たり最終処分量	71	68	-4.2%	
最終処分率（%）	9.4%	9.6%	1.9%	

第4章 ごみ処理基本計画

1人1日平均排出量が微減傾向で推移することから、総排出量も減少するという結果となりました。総排出量は、現状の令和3年度が15,060 t/年であるのに対して、令和9年度には約9.1%減の13,776 t/年になるという結果が出ています。

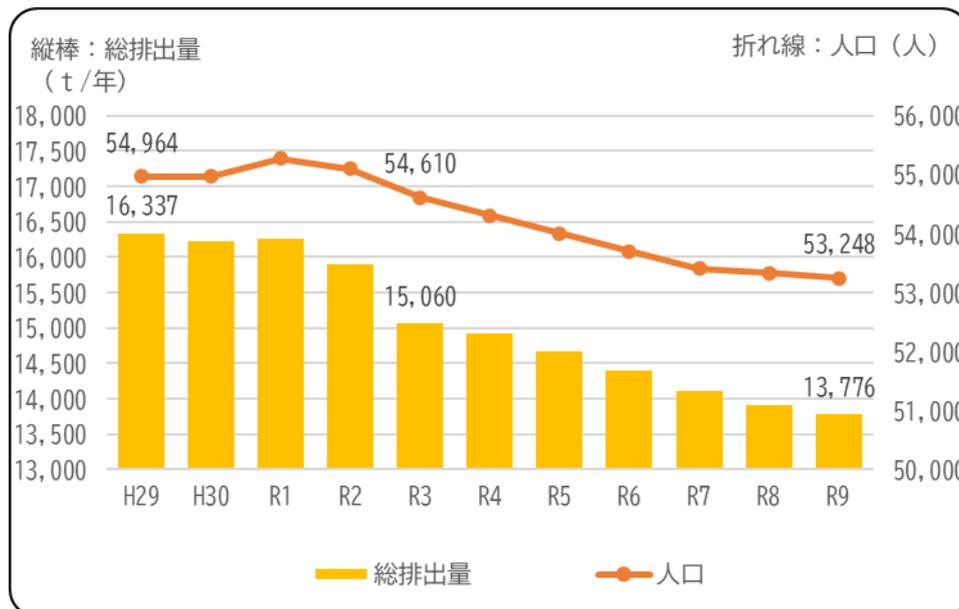


図4-2-1 総排出量と人口の推移（予測結果）

総排出量は減少しますが、以下のグラフから分かるように、集団回収量及び事業系ごみは減少傾向になると予測されているのに対して、家庭系ごみは微増すると予測されています。

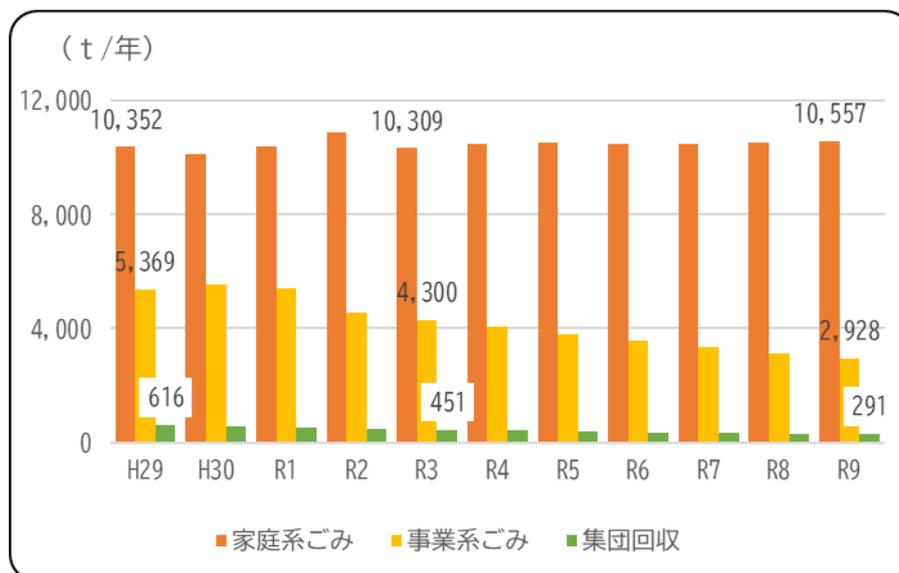


図4-2-2 系別のごみ排出量の推移（予測結果）

焼却処理量は、現状の令和3年度が 13,181 t/年であるのに対して、令和9年度では約 9.1%減の 11,967 t/年となり、最終処分量は、現状の令和9年度が 1,419 t/年であるのに対して、令和9年度は約 9.3%減の 1,319 t/年と予測されました。



図4-2-3 焼却量と最終処分量の推移（予測結果）

資源化量は、現状の令和3年度が 1,903 t/年であるのに対して、令和9年度では 9.3%減の 1,775 t/年となり、リサイクル率は、現状の令和3年度が 12.6%であるのに対して、令和9年度では 0.3ポイント増の 12.9%となりました。

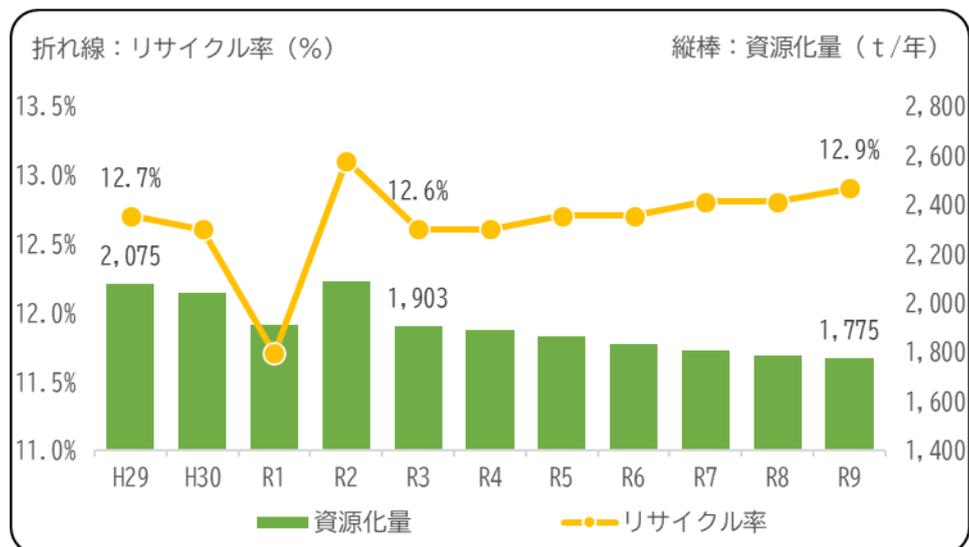


図4-2-4 資源化量とリサイクル率の推移（予測結果）

3. 減量化、リサイクル目標の設定

(1) 関連計画等における目標値

関連計画等における目標値は以下のとおりです。

表4-3-1 国・県・市の計画、方針における目標値

項目	基準年度 目標年度	目標
第4次循環型 社会形成推進 基本計画 (H30.6)	基準年度：H27 目標年度：R7	① 1人1日当たりのごみ排出量 ^{※1} ：850g/人・日 ② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※2} ：440g/人・日 ③ 事業系ごみ排出量：約1,100万トン
第五次滋賀県 廃棄物処理計画 (R3.7)	目標年度 ：R7	① 1人1日当たりごみ排出量：804g/人・日 (R1年度実績：837g/人・日) ② 1人1日当たり最終処分量：82g/人・日 (R1年度実績84g/人・日)
第二次湖南省 総合計画後期 基本計画 (R3.4)	目標年度 ：R7	① リサイクル率の向上：15.4% (H30年度時点：12.6%)

※1 計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた事業系を含む一般廃棄物の排出量です。

※2 集団回収量、資源ごみ等を除いた値です。

(2) 減量化、リサイクル目標の設定

2. で予測した本市のごみ量に対して、本市では令和9年度に、家庭系可燃ごみのうち、資源化が可能な紙類の分別を徹底し半量を資源ごみとして排出すること、令和元年度に施行された「食品ロス削減推進法」に基づき、食品ロスの削減を推進し全量を削減することを目標とします。

なお、混入されている割合は、令和元年度及び令和3年度に実施されたごみ組成調査の結果（詳細は資料編をご参照ください）を採用することとします。

表4-3-2 減量化、リサイクル目標の考え方

	単位	R9		
		単純推計	削減目標	目標値
家庭系可燃ごみ	g/人・日	444	(65.5)	379
①資源紙類	g/人・日	32.5	16.3	-
	%	7.3%	-	-
②雑紙類	g/人・日	36.0	18.0	-
	%	8.1%	-	-
紙類合計	g/人・日	68.5	34.3	-
③食べ残し	g/人・日	13.8	13.8	-
	%	3.1%	-	-
④直接廃棄 (手つかず食品)	g/人・日	17.4	17.4	-
	%	3.9%	-	-
厨芥類合計	g/人・日	31.2	31.2	-
家庭系資源ごみ	g/人・日	66.7	34.3	101.0
古紙類	g/人・日	13.6	34.3	47.9

減量
資源ごみとして排出

表4-3-3 排出量の削減目標

	令和3年度 (現状)	令和9年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値
1人1日平均総排出量	756 g/人・日	707 g/人・日	684 g/人・日
R3年度比	-	6% 減	10% 減
1人1日平均家庭系ごみ排出量	517 g/人・日	542 g/人・日	511 g/人・日
R3年度比	-	5% 増	1% 減
事業系ごみ年間排出量	4,300 t/年	2,928 t/年	2,928 t/年
R3年度比	-	32% 減	32% 減

表4-3-4 リサイクル率の目標

	令和3年度 (現状)	令和9年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値
リサイクル率	12.6 %	12.9 %	19.5 %
R3年度比	-	0.3ポイント増	6.9ポイント増

表4-3-5 最終処分量の削減目標

	令和3年度 (現状)	令和9年度 (計画目標年度)	
		予測値	目標値
1人1日平均最終処分量	71 g/人・日	68 g/人・日	61 g/人・日
R3年度比	-	4% 減	14% 減

4. 減量化目標達成のための役割、方策

先に定めた減量化目標を達成するために、行政（市）、市民及び事業者が各々果たすべき役割、方策を以下に示します。

基本理念	基本方針	施策	重み付け	分類	基本方針4
市民・事業者・行政が一体となり3Rの取り組みを推進し、循環型社会の形成を図る	基本方針1 発生抑制の推進	施策1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理		新規	市民の取り組み
		施策1.2 ごみ減量、資源化の意識醸成	重点	新規	情報の収集・実践
		施策1.3 食品ロス削減	重点	強化	食べ切り運動の実践
		施策1.4 事業系ごみの発生抑制・減量化の推進			食品購入量の見直し
		施策1.5 ライフスタイルの見直し		強化	マイボトル、マイバッグの導入
	基本方針2 資源分別収集の推進	施策2.1 ものを生かす「交換銀行」			不用品の有効利用
		施策2.2 リサイクルプラザの利用			リサイクルプラザの利用
		施策2.3 資源等分別回収の推進	重点	強化	分別排出の徹底
		施策2.4 再生品の利用促進			積極的な再生品の利用
	基本方針3 環境にやさしい循環型社会の推進	施策3.1 家電リサイクル収集運搬委託事業			適正排出
		施策3.2 分別区分の周知		新規	
		施策3.3 有料化の実施			
		施策3.4 災害時に備えたルール・体制づくり		新規	災害時の分別区分や排出ルール等の周知
					退蔵ごみの適正排出

主な取組内容		基本方針5 持続可能な循環型社会を構築する
事業者の取組み	行政の取組み	
	進捗状況の評価	
情報の収集・実践	家庭、事業所でできる具体的な減量取組の紹介	
3010運動の推進	フードドライブの推進	
	食品ロス削減レシピの情報提供	
管理責任者や計画書の提出	適正処理の情報発信	
過剰包装の自粛	詰め替え商品やマイバッグ等利用の呼びかけ	
	制度の周知	
	再生工房やガレージセール広場の活用	
適正排出の徹底	正しいごみの出し方の啓発、情報発信	
再生品の提供、利用		
適正排出	適正なルートでの処理の情報提供	
	プラスチック資源循環促進法に基づいたプラスチック類の分別の検討	
	処理手数料の継続的な見直し	
災害時の分別区分や排出ルール等の周知	災害廃棄物処理計画の適宜見直し、体制づくり	
	職員等研修の実施	

(1) 市民・事業者・行政の役割

①市民の役割

市民は、ごみを排出する当事者として自ら発生・排出抑制に努めるとともに、市が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力するものとします。

②事業者の役割

事業者は、排出者責任の原則に基づきその事業活動に伴って生じるごみについて排出抑制・再生利用等によりその減量に努めるとともに、市が行うごみの減量化・再生利用に関する施策に協力するものとします。

③行政の役割

行政（市）は、行政・市民・事業者の役割分担を明確にしつつ、ごみの減量化・再生利用に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとします。

(2) 減量化・資源化目標達成のための方策

基本方針1 発生抑制の推進

施策1.1 ごみ減量・資源化目標の進捗管理 **新規**



ごみ減量・資源化目標を達成するために、年度毎に達成状況を評価し、進捗状況によっては各施策の取組みを見直しするなど、改善を図ります。

施策1.2 ごみ減量・資源化の意識醸成 **新規** **【重点施策】**



市民や事業者にわかりやすい目標値を掲げ、市ホームページなどで積極的な周知を行います。また、毎年、目標に対する減量化の進捗を公表し、市民や事業者がモニタリングできるようにします。

さらに、家庭や事業所でできる具体的な減量取組について、市ホームページの「ごみの分け方・出し方」や広報などで減量化の目標値と合わせてわかりやすく情報発信します。

施策 1.3 食品ロス削減 **強化** 【重点施策】



外食店舗での会食や宴会時に、最初の 30 分と最後の 10 分は自分の席で食事をして食べ残しを減らす「3010 運動」の推進、ドギーバッグ（食べ残しの持ち帰り）などの食品ロス対策の導入について情報の提供、フードドライブの取組み等を福祉団体と協力しながら周知することで発展させます。

また、買った食品は、「食品ロス削減レシピ」等の活用により無駄なく使うことや、毎月 15 日と 30 日は冷蔵庫のクリーンアップデーとし、ご家庭の冷蔵庫内にある食材の消費期限チェックを呼び掛けるなど、食品ロス削減に向けた取組みを推奨します。

：フードドライブやフードバンクの取組み

フードドライブとは、家庭で余っている食品を集め、食品を必要とされる団体や個人へ寄付する活動のことです。

また、フードバンクとは、規格外品や包装の印字ミスなど商品の品質には問題がないにもかかわらず通常の販売が困難になった食品を NPO などが引き取って福祉施設などに無償で提供する活動です。

どちらも、食品ロスの削減と地域の助け合いを目指して、全国的にも取組みが進められています。



施策 1.4 事業系ごみの発生抑制・減量化の推進



事業者への発生抑制・減量化・資源化への取組みについて啓発を行います。特に古紙古布、食品廃棄物については重点的に啓発を行い可燃ごみの削減を図ります。

また、事業系ごみを多量に発生させる事業者に対して、減量化・資源化等の計画の策定及び提出を求め指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

施策 1.5 ライフスタイルの見直し **強化**



近年、海洋プラスチックごみの問題が懸念され、プラスチックごみゼロを目指した取り組みを推進するため、レジ袋が有料化になり、今まで何気なくもらっていたレジ袋からマイバッグを持ち歩くライフスタイルに変化しました。マイボトルの持参でペットボトルの排出を減らし、マイ箸の持参で割り箸の排出をなくす等、新たなライフスタイルの見直しを推奨していきます。

また、使わなくなったものでもごみとして捨てるのではなく、十分使えるものは必要としている人に譲る、チャリティー団体等へ寄付する等啓発活動を行います。

基本方針 2 資源分別収集の推進

施策 2.1 ものを生かす「交換銀行」



市民相互が交換を行うのに必要なあっせんを行い、不用品の有効利用を図ります。また、市ホームページや広報などで制度の紹介を行います。

施策 2.2 リサイクルプラザの利用



再生工房を利用した古着・着物を使ったリフォーム教室を開催します。

施策 2.3 資源等分別回収の推進 **強化** 【重点施策】



現状の分別区分を維持し、リサイクルを前提とした「循環型処理」を行うとともに、市民に対する分別区分ごとの正しいごみの出し方の啓発を継続的に行います。

特に古紙古布及びプラスチック類の分別については重点的に啓発を行い、資源化率の向上を図ります。

施策 2.4 再生品の利用促進



再生品の提供、利用を促進し、再生資源の利用促進を図ります。

基本方針3 環境にやさしい循環型社会の推進

施策 3.1 家電リサイクル収集運搬委託事業



現行の家電リサイクル対象品目の収集運搬システムを継続し、適正なルートでの処理の促進を図ります。

施策 3.2 分別区分の周知 新規



「プラスチック資源循環促進法」及び省令に基づき、分別基準や分別回収後のリサイクル方法等について、広く市民に周知を行います。

● 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（令和4年4月）

同法では、従来の3Rに加え、廃棄を前提としないものづくり＝「Renewable」を促進するものとして、環境配慮設計、ワンウェイプラスチック使用の合理化、市区町村による分別収集や再商品化の促進、製造・販売事業者等の自主回収の促進、排出事業者に対する排出抑制や再資源化の促進等を定めています。

施策 3.3 有料化の実施



現在実施している指定袋等による家庭系ごみの有料化収集、直接搬入ごみや事業系ごみの処理手数料については、今後の排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、必要に応じて価格の見直しについて検討します。

施策 3.4 災害時に備えたルール・体制づくり 新規



「湖南省災害廃棄物処理計画」には、災害廃棄物量の推計に加えて仮置場の開設までの流れや市内組織体制と所掌範囲、他市町村等への応援要請といった事項について事務レベルに細分化して定めるほか、発生原単位や被害想定、仮置場候補地といった事項については適宜見直しを行い、常に最新情報を掲載します。

また、「災害廃棄物処理計画」に基づく市職員や収集運搬業者など関連団体への研修を継続的に実施し、災害時に備えた人材の育成を図ります。

災害廃棄物を初期段階から効率的に処理するために、平時から災害時の分別区分、排出ルール、仮置き場運用ルールなどの情報を市民・事業者が発信します。

災害時には家庭に退蔵している処理困難物などがまとめて排出され、円滑な処理の妨げとなる恐れがあることから、平時から適正排出を促します。

5. 分別収集計画

家庭系ごみについては、現状の分別区分を維持していくものとし、関連リサイクル法の制定・改正や社会情勢の変化等があった場合、必要に応じて見直していくものとします。

事業系ごみについても、分別区分は現状どおり燃えるごみ（可燃ごみ）のみとします。

6. 処理・処分計画

(1) 収集・運搬計画

収集・運搬体制については、現状の収集・運搬体制を維持していきませんが、今後の排出状況や社会状況に応じ、対応していきます。

また、最適な配車計画や業務管理のシステム化を進めることにより、収集・運搬体制の効率化を図っていくものとします。今後、高齢化社会がさらに進むと予想されることから、高齢者がいる世帯に対応したサービスの提供についても検討します。

事業系一般廃棄物の収集運搬許可業者については、現在の業者数ですでに適切な収集・運搬体制は確保されていると考えられるため、今後は新たな許可は原則として認めないものとします。

(2) 中間処理計画

中間処理については、当面は現状の中間処理体制を維持していくものとします。排出されたごみについては、甲賀広域行政組合及び本市の中間処理施設で極力資源化・減量化・減容化・安定化することにより最終処分への負担をできるだけ軽減するものとします。

(3) 最終処分計画

最終処分については、当面は現状の最終処分体制を維持するものとし、組合ごみ処理施設で発生する焼却残渣及び本市のリサイクルプラザで発生する不燃残渣を、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ搬入し埋立処分するものとします。本市において、最終処分場を確保するのは非常に困難な状況にあることから、ごみの排出抑制・再資源化及び中間処理での減量化・減容化により、最終処分量を削減していくものとします。

7. 施設整備に関する事柄

本市が可燃ごみの焼却処理を行っている組合ごみ処理施設は、平成7年の稼働以降、令和3年度末現在で約27年が経過しています。老朽化が進行しているため、施設の長寿命化計画を策定し、組合ごみ処理施設の基幹的設備改良事業を実施しています。

また、本市のリサイクルプラザについても平成9年の稼働以降、令和3年度末現在で約25年が経過しており、老朽化が進行しているため、施設の長寿命化計画を策定し、基幹改良等について検討していきます。

8. その他ごみの処理に関し必要な事項

(1) 適正処理困難物等に対する対処方針

①適正処理困難物

本市では有害性、危険性、爆発性のあるものや処理困難物について、リサイクルプラザでの受入れを行っていないため、販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導するとともに、適正な処理ルートや処理業者の情報提供を行います。

◆適正処理困難物（例）

タイヤ、自動車・バイク及びその部品（バッテリーは可）、建築廃材、ピアノ 農業用機、大型機械、消火器、ガスボンベ、農薬・除草剤・殺虫剤等
--

②在宅医療廃棄物

在宅医療の増加に伴い、家庭から排出される医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進を図るとともにその性状や感染性等の状況により、適切な排出ルールを策定し市民に周知することで適正な処分を促進します。

③PCB廃棄物等

ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物（以下「PCB廃棄物」という。）等の処理については、法令で定められた処理期限がせまっていることから、期限内に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び滋賀県PCB廃棄物処理計画に基づく適正な処理が行われるよう、事業者等への周知を徹底していきます。

(2) 災害廃棄物に対する対処方針

震災・水害等の災害により多量の廃棄物が発生した場合は、「湖南市地域防災計画」に基づき、できる限り迅速に対応するものとします。

また、「湖南市地域防災計画」を補完するものとして、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と発災時における災害廃棄物処理に関し市が行う業務の基本方針を定めた「湖南市災害廃棄物処理基本計画」を令和2年8月に策定しました。上位計画等の変更やごみ処理体制の変更、その他必要な事項がある際、随時見直しを行います。

第5章 生活排水処理基本計画

1. 基本理念・基本方針

(1) 生活排水処理に係る基本理念

本市ではこれまで、市内全域で公共下水道による生活排水処理が可能となるよう公共下水道の整備を進め、令和2年度末には普及率は98.2%に達しました。それに伴い、毎年定期的を実施している本市を流れる主要な河川の水質調査のBOD（平均値）の数値は増減を繰り返していますが、令和2年度は全ての河川において生活環境の保全に関する環境基準を達成しています。

引き続き公共下水道の整備・普及に努め、一般家庭等から生じる生活排水を衛生的に処理して公共用水域の水質保全を図り、環境未来像「野洲川の清流 山々の景色 歴史が育むうつくし湖南」の実現を目指します。

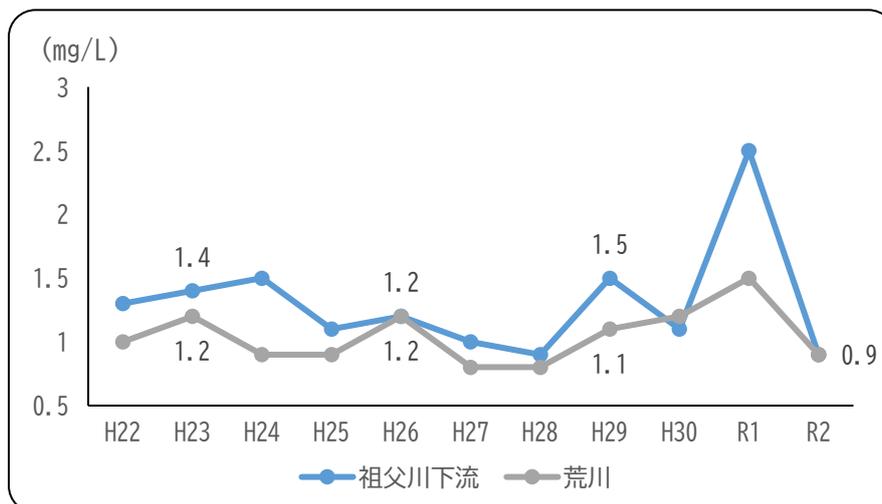


図5-1-1 主な公共下水道供用開始エリアの河川水質（BOD平均値）の推移

(2) 生活排水処理の基本方針

本市では、引き続き公共下水道の整備を進めるとともに、公共下水道が整備された地域については下水道への早期接続を図ります。

また、浄化槽については適正な維持管理の必要性について啓発を行い、保守点検・清掃の実施、法定検査の受検率の向上に努めます。

2. 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理フロー

本市の生活排水処理フロー図は、以下のとおりです。家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水は、公共下水道に接続している家庭では、排出されたし尿と生活雑排水の両方が、下水道を通じて滋賀県湖南中部浄化センターに運ばれて処理されます。合併処理浄化槽を設置している家庭では、し尿と生活雑排水の両方が浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は甲賀広域行政組合の衛生センター第1施設（し尿処理施設）（以下「組合し尿処理施設」という。）で処理されます。単独処理浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理され、処理後の浄化槽汚泥は組合し尿処理施設で処理されますが、生活雑排水については未処理のまま公共用水域に排出されます。浄化槽を設置していない家庭については、し尿は汲み取りで収集され、組合し尿処理施設で処理されますが、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されます。

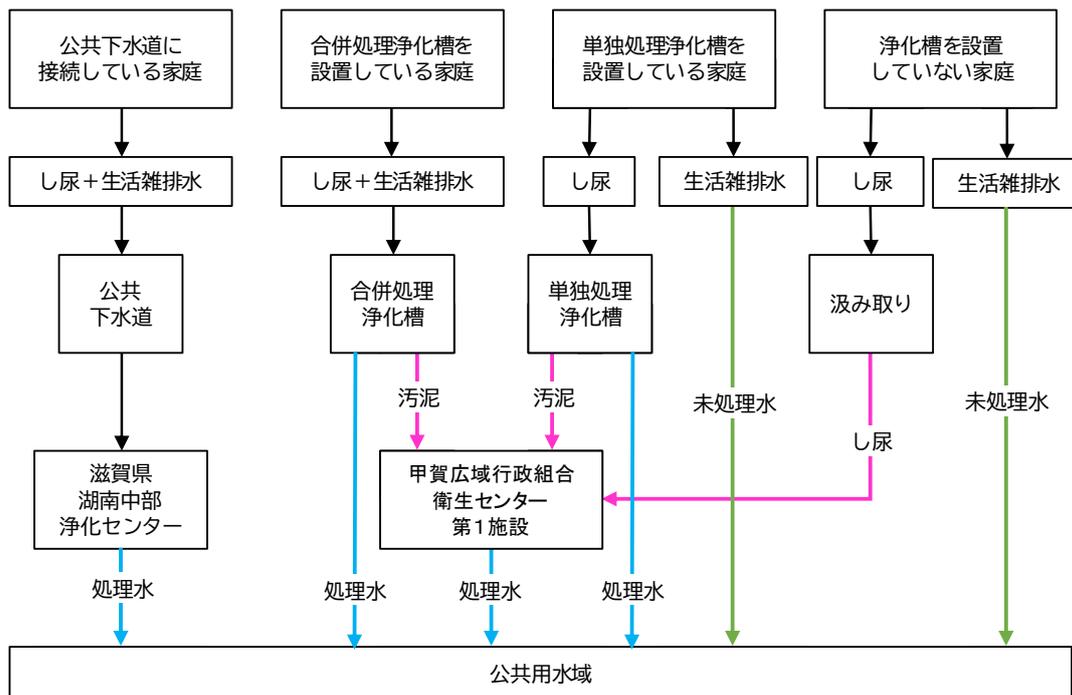


図5-2-1 生活排水処理フロー図

(2) 公共下水道の整備状況

本市の下水道は、琵琶湖流域下水道4処理区のうち、湖南中部処理区の関連公共下水道として整備が進められてきました。湖南中部処理区の計画概要は以下の表のとおりです。

表5-2-1 琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）の計画概要

処理区域	大津市、草津市、守山市、近江八幡市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、日野町、竜王町
計画処理面積	約 28,652ha（R2年度末現在約 18,490ha）
計画処理人口	約 715千人（R2年度末現在約 747千人）
計画処理水量	約 394千m ³ /日（R2年度末現在約 295千m ³ /日）
浄化センター位置	草津市矢橋町字帰帆 2108番
浄化センター面積	約 62.3ha
排除方式	分流式

出典：「令和3年度 滋賀県の下水道事業」

過去4年間の本市の公共下水道の整備状況は以下のとおりです。令和2年度末時点で、処理区域内人口でみた普及率は98.2%となっています。「第二次湖南市総合計画後期基本計画」では、令和7年度時点での普及率を99%と設定しています。

表5-2-2 湖南市の公共下水道の整備状況

	(令和2年度末)				
	H29	H30	R1	R2	備考
処理区域面積 (ha)	1,774	1,787	1,794	1,812	
行政区域内人口 (人)	54,778	54,998	55,105	54,838	①
処理区域内人口 (人)	53,354	53,569	53,893	53,851	②
普及率	97.4%	97.4%	97.8%	98.2%	②÷①
処理区域内水洗化人口 (人)	50,093	50,501	51,052	51,069	③
水洗化率 (処理区域内)	93.9%	94.3%	94.7%	94.8%	③÷②
水洗化率 (行政区域内)	91.4%	91.8%	92.6%	93.1%	③÷①

出典：滋賀県の下水道事業

(3) 生活排水処理形態別人口

本市における生活排水処理形態別人口の実績及び予測結果は以下のとおりです。令和2年度の実績では、計画処理区域内人口の 54,838 人のうち、96.2%の 52,740 人については生活排水の適正処理がなされています。

過去4年間の実績及び今後の公共下水道整備計画に基づき、将来の生活排水処理形態別人口の予測を行った結果、合併処理浄化槽人口は、今後も減少傾向が続くと予測されます。

表5-2-3 生活排水処理形態別人口の実績及び予測結果

単位：人

年度	湖南省人口	水洗化・生活雑排水処理人口				
		処理率	公共下水道	合併処理浄化槽		
実績	H29	54,778	52,262	95.4%	50,093	2,169
	H30	54,998	52,605	95.6%	50,501	2,104
	R1	55,105	52,954	96.1%	51,052	1,902
	R2	54,838	52,740	96.2%	51,069	1,671
予測	R3	54,442	52,914	97.2%	51,263	1,651
	R4	54,368	52,999	97.5%	51,368	1,631
	R5	54,126	52,989	97.9%	51,365	1,624
	R6	53,884	52,927	98.2%	51,310	1,617
	R7	53,402	52,678	98.6%	51,076	1,602
	R8	53,325	52,775	99.0%	51,175	1,600
	R9	53,248	52,887	99.3%	51,290	1,597
番号付け	①	②	③	④	⑤	
計算方法等	湖南省人口ビジョンより	=④+⑤	=②÷①×100	下水道整備計画や現在の整備状況を考慮して設定しました。		



図5-2-2 生活排水処理形態別人口の実績及び予測結果

(4) 前回基本計画の達成状況

令和2年度の実績値と、前回基本計画での目標を達成した場合の令和2年度予測とを比較すると、生活排水処理率は目標の0.5%を上回っており、目標を達成しています。

表5-2-4 実績と前回基本計画の目標値の比較

	令和2年度		令和9年度	①-②	目標達成状況
	実績	目標値	目標値		
生活排水処理率	96.2%	95.7%	97.0%	0.5%	○
	①	②			

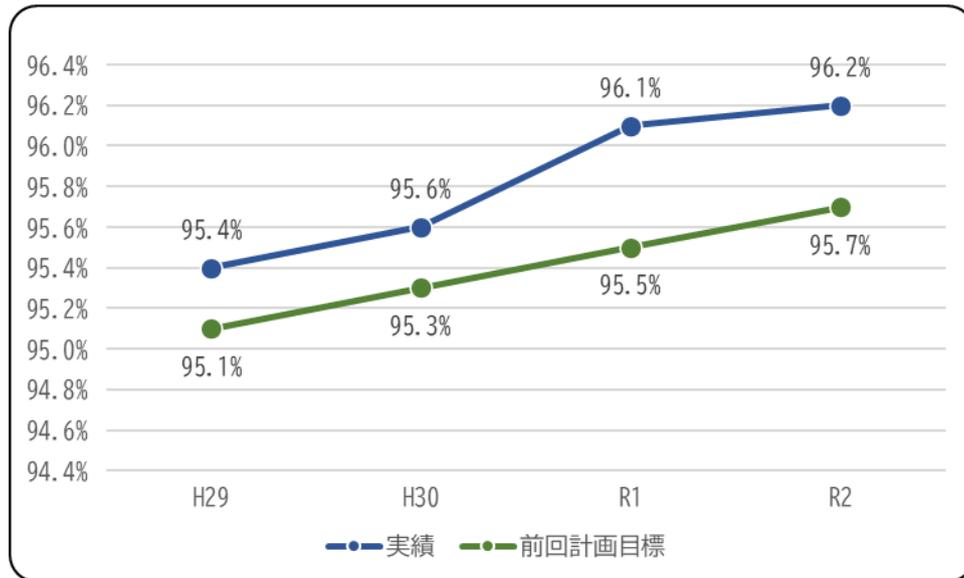


図5-2-3 実績と前回基本計画の目標値の比較

3. 処理の目標

本市の生活排水処理率、生活排水処理形態別人口の目標を以下のとおり定めます。

表5-3-1 生活排水処理率の目標値

項目 \ 年度	令和2年度	令和9年度 (計画目標年度)
生活排水処理率	96.2%	99.3%

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

表5-3-2 人口の目標値

単位：人

項目 \ 年度	令和2年度	令和9年度 (計画目標年度)
行政区域内人口	54,838	53,248
計画処理区域内人口	54,838	53,248
生活雑排水処理人口	52,740	52,887

表5-3-3 生活排水処理形態別人口の目標値

単位：人

項目 \ 年度	令和2年度	令和9年度 (計画目標年度)
計画処理区域内人口	54,838	53,248
水洗化・生活雑排水処理人口	52,740	52,887
コミュニティ・プラント	0	0
合併処理浄化槽	1,671	1,597
公共下水道	51,069	51,290
農業集落排水施設	0	0

4. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

(1) し尿処理経費

本市の過去4年間のし尿処理経費は以下のとおりです。経費合計、1人当たり経費、し尿・汚泥1kL当たり経費のいずれもが令和2年度で増加しています。

表5-4-1 し尿処理経費

	単位	H29	H30	R1	R2	平均
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	25,818	26,223	25,989	27,200	26,308
合計	千円	25,818	26,223	25,989	27,200	26,308
人口	人	54,778	54,998	55,105	54,838	54,930
1人当たり経費	円/人	471	477	472	496	479
し尿・浄化槽汚泥収集量	kL/年	4,577	4,100	4,057	3,535	4,067
し尿・汚泥1kL当たり経費	円/kL	5,641	6,396	6,406	7,694	6,534

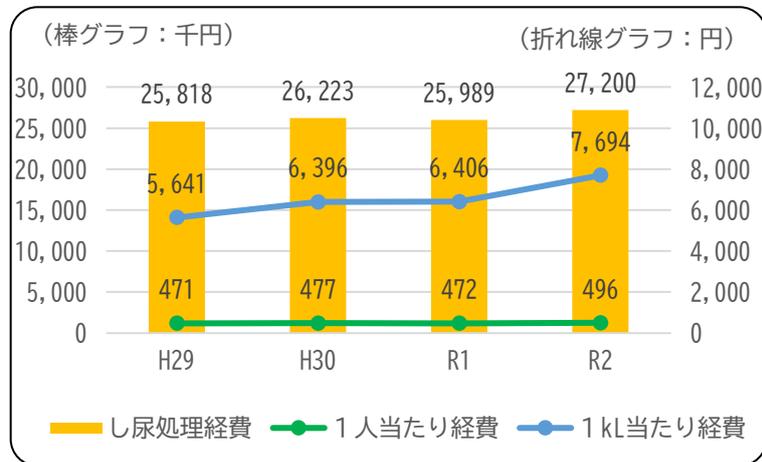


図5-4-1 し尿処理経費の推移

(2) 収集・運搬計画

本市では、し尿は、甲賀広域行政組合が収集業者に委託して収集をしています。浄化槽汚泥は、市が許可した収集業者に市民が直接、収集を依頼する方式となっています。収集区域は、本市の行政区域全域とし、収集・運搬体制は、当面、現状の体制を維持していくものとしますが、今後のし尿及び浄化槽汚泥の収集量により、必要に応じて見直していきます。

(3) 中間処理計画

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、組合し尿処理施設に搬入し全量処理しており、今後も引き続き組合し尿処理施設で全量処理していくものとします。

表5-4-2 甲賀広域行政組合衛生センター第1施設（し尿処理施設）の概要

項目	概要
施設名称	甲賀広域行政組合衛生センター第1施設
施設所管	甲賀広域行政組合（構成市：甲賀市・湖南市）
所在地	甲賀市水口町水口 6458 番地
稼働年月	汚泥再生処理施設：平成 18 年 4 月 水処理設備：平成 24 年 6 月
処理能力	し尿処理：96kL/日（し尿：24kL/日、浄化槽汚泥：72kL/日）
処理方式	水処理：標準脱窒素処理方式＋高度処理設備 汚泥処理：脱水処理 臭気処理：薬液洗浄＋活性炭吸着処理
運転管理	民間委託

(4) 最終処分計画

中間処理後の処理水は、野洲川または稗谷川に放流されます。し渣及び汚泥は、組合ごみ処理施設で焼却処理し、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で埋立処分しています。今後もし渣及び汚泥は、組合ごみ処理施設で焼却処理し、焼却残渣は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）で埋立処分するものとします。

(5) 施設整備に関する事柄

組合し尿処理施設は、平成 18 年に現在の資源化設備を付設し、その後、平成 24 年に標準脱窒素処理方式の主処理設備、凝集沈殿・砂ろ過・活性炭吸着の高度処理設備を付設した水処理設備の更新を行い、現在、処理能力 96kL/日（し尿 24kL/日、浄化槽汚泥 72kL/日）で、し尿等の処理を行っている状況です。

今後、し尿処理の機能保全、設備延命を図るため、施設の長寿命化計画を策定し、長期安定稼働の継続を推進します。

5. その他関連計画

(1) 市民に対する広報・啓発活動

市民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開します。

① 環境学習の充実

生活排水に対する意識を高揚するための環境学習の場を提供し、市民一人ひとりが発生源削減対策を実施できるよう啓発を図ります。

② 環境情報の提供

チラシ等の配布、ホームページの活用などにより、生活排水対策についての情報提供に努めます。

③ 地域住民との連携

地域住民と連携して、市民一人ひとりが環境に配慮した暮らしが実践できるよう啓発活動を行っていきます。

④ 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

家庭でできる生活排水対策について、台所での水切りネット、洗剤の使用を少なくするためのアクリルタワシの普及など、誰にでもできる発生源対策の普及促進により、エコライフの充実が図れるよう、生活排水対策を推進します。

⑤ 浄化槽の維持管理

浄化槽の適正な維持管理を促進するため、チラシやホームページを通じて、清掃・保守点検・法定検査の実施の啓発を進めます。

⑥ 下水道への早期接続

公共下水道が整備された地区については、家庭や事業所から生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するようPR活動を行います。

(2) 地域に関する諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、上位・先行計画である「第二次湖南省総合計画後期計画」等と十分な整合を図るとともに、「ごみ処理基本計画」とも整合を図り、循環型社会の形成を目指すものとします。